

令和8年度 教育・保育施設等利用ガイド

丸亀市では「ひとみ輝き笑顔あふれる子ども」の育成を目指しています。



本利用ガイドには、子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の利用における認定の手続きや必要書類などについて記載しています。本利用ガイドをよくご確認のうえ、手続きをしてください。

令和6年度(2024年)4月入所申込みより電子申請を開始しています。
下記QRコードより申請できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆電子申請はこちら→

〈令和7年11月25日(火)
より申請可能です。〉



◆丸亀市ホームページはこちら→



◇本利用ガイドは、丸亀市ホームページでもご覧いただけます。
本利用ガイドの内容に追加で決まった事項や変更となった点については、丸亀市ホームページで随時お知らせします。

〈お問い合わせ先〉

丸亀市教育委員会幼保運営課

〒763-8501 丸亀市大手町2丁目4番21号

TEL 0877-35-8892(直通) FAX 0877-35-8894

《令和7年11月現在》

令和6年度(2024年)より電子申請を開始しています。

令和6年4月入所受付より、電子申請を開始しています。

使用開始日は令和7年11月25日(火)からとなります。受付期間は、窓口と同じです。

あらかじめ申込みに必要な添付書類をご用意したうえで申請してください。

必要な添付書類は、市ホームページよりご確認ください。

○電子申請全体の流れについて



○電子申請が可能な方

・令和8年度中に保育施設等の入所を希望する方が対象となります(転園を含む)

◇対象となる手続き、対象施設

(1) 保育施設等の入所(園)申込み: 認可保育所、認定こども園、小規模保育施設

(2) 保育施設等の認定申請: 認可保育所、認定こども園、小規模保育施設

○窓口で申請となる方

・希望施設が8施設以上ある場合

・申請児童と保護者のほかに同居する家族が4人以上いる場合

・新制度に移行していない私立幼稚園や国立幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育所、企業主導型保育施設への入所を希望される場合

○注意事項

・きょうだいで申込みをする場合は、児童ごとに1人ずつの申請が必要になります。

・個人番号(マイナンバー)が記載された書類は添付(アップロード)しないでください。

・書類提出時の内容不備、添付漏れ、並びに予期せぬシステムの不具合等による書類の未達については、市は責任を負いかねますのでご了承ください。

・利用申込みについては、年度ごとの手続きが必要です。申込み年度の翌年度4月入所を希望される場合は、再度申込みが必要になります。

※電子申請についてのFAQ(お問い合わせ)は50ページをご覧ください。

目次

《教育・保育施設の申込み》・・・幼稚園、保育所(園)、認定こども園の入園希望者

(1 号 ・ 2 号 ・ 3 号 共 通)

P2～P6	教育・保育施設の利用について
P7～P9	丸亀市教育・保育施設一覧表
P10～P12	令和7年度情報公開資料(延長保育時間等)
P13～P16	利用者負担額(保育料)について
P17	給食費について

(1 号 認 定 を 希 望 さ れ る 方)

P18～P20	教育施設等の入園申込みについて
P21～P24	申請書の記入例(1号認定)

(2 ・ 3 号 認 定 を 希 望 さ れ る 方)

P26～P30	保育施設等の入所(園)申込みについて
P31	期間限定での入所(園)申込みについて
P32	保育施設等の入所(園)申込みの注意事項
P33～P36	申請書の記入例(2・3号認定)
P37	きょうだい同時申し込み時の優先について
P38	保育施設等利用調整基準

《施設等利用給付の申込み》・・・その他の保育利用希望者

P40～P43	施設等利用給付認定について
P44～P45	預かり保育の無償化
P46	『特定子ども・子育て支援施設等一覧』

《よくあるお問い合わせ》

P47～P49	教育・保育施設について
P49	施設等利用給付について
P50～P51	電子申請について

裏 表 紙	教育・保育施設 案内図
-------	-------------

◎教育・保育施設の利用について

…幼稚園、保育所(園)、認定こども園の入園希望者

教育・保育施設である、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育の利用を希望する場合、利用申込みのほか、子どもの年齢や保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。この「教育・保育給付認定」の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付します。
※認定の対象となるのは、保護者になります。

(子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園(P7①幼稚園に掲載されていない園)を利用する場合は、ガイド40ページより市で受けられる制度「施設等利用給付について」をご確認ください。)

教育・保育施設の概要

※受入年齢や利用時間は各施設で異なります。

幼稚園 (3～5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

* 利用時間 朝から昼すぎまでの教育時間に加え、園により教育時間前後や休業中の預かり保育などを実施。

* 利用できる保護者 制限なし

保育所 (0～5歳)

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

* 利用時間 朝から夕方までの保育のほか、保育所により11時間を越える延長保育を実施。

* 利用できる保護者 共働き世帯など保育を必要とする事由に該当する保護者

認定こども園 (0～5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設

* 利用時間 朝から昼すぎ(保育を必要としない3～5歳の子ども)
朝から夕方まで(保育を必要とする0～5歳の子ども)

* 利用できる保護者 3歳以上児:制限なし
3歳未満児:保育を必要とする事由に該当する保護者

地域型保育 (0～2歳)

施設より小人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業

* 利用時間 朝から夕方まで

* 利用できる保護者 保育を必要とする事由に該当する保護者

家庭的保育(定員5人以下)、小規模保育(定員6～19人)、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

1. 教育・保育給付認定区分

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

利用したい施設 認定区分		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕方	
満3歳 以上	教育時間認定 1号認定	○		○		
	保育認定 2号認定		○		○	○
満3歳 未満	保育認定 3号認定		○		○	○

※受入年齢や利用時間は各施設で異なります。

※満3歳の誕生日を迎えた際には、3号認定から2号認定に自動切り替えとなりますので、申請の必要はありません。

2. 教育・保育給付認定区分の詳細について

①教育時間認定(1号認定)

(1)保育を必要とする事由

1号認定を受けるのに、制限はありません。

認定有効期間は、小学校就学前までになります。

(2)利用できる時間帯

おおむね午前9時頃～午後2時頃(教育時間)

※各施設によって異なります。詳細は施設へお問い合わせください。

②保育時間認定(2号認定・3号認定)

(1)保育を必要とする事由

2号認定・3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要な事由	保護者の状況	認定有効期間 (入所可能期間)
就労	月64時間以上働いている	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中または産後で休養が必要である	分娩予定月の前後2か月 または出産月の後2か月
就学	大学や職業訓練、専門学校等に 通っている	就学している期間
障害・疾病	病気やけが、または精神や身体に 障がいがある	療養を必要としなくなるまで
親族の 介護、看護	親族を介護または看護している	介護または看護の 必要なくなるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	90日を経過する日が属する月の 月末まで
その他	災害からの復旧を行っている 児童虐待やDVのおそれがある	必要な期間に応じて
育児休業	育児休業中である (すでに保育を利用している子どもが当該施設の継続利用が必要である場合)	育児休業期間

(2)利用できる時間帯(保育必要量)

保育認定(2号認定・3号認定)の方は、「保育を必要とする事由」及び「保護者の就労状況等」に応じて、「保育標準時間」(1日最長11時間)又は「保育短時間」(1日最長8時間)のいずれかに認定されます。(次ページの「利用時間イメージ」をご確認ください。)

各保育必要量に該当する保育の必要事由は下記のとおりです。

保育標準時間	就労(月120時間以上)、妊娠・出産、就学、障害・疾病、介護・看護、その他(災害復旧、児童虐待・DV等)
保育短時間	就労(月120時間未満)、就学、障害・疾病、介護・看護、求職活動、その他(災害復旧、児童虐待・DV等)、育児休業

※保護者のいずれかの保育必要量が保育短時間であれば、保育短時間での認定となります。

※保育標準時間の認定要件を満たす場合であっても、保育短時間を希望される場合は、保育短時間の認定を受けることができます。

※就労時間月120時間未満の場合でも、始業時間や終業時間によっては、標準時間認定を受けれる場合があります。

※保育必要量の認定は、「保育を必要とする事由を証する書類(市様式)」に基づき行います。
そのため、必ずしも希望する認定がおりるとは限りません。(各事由の必要書類は下記になります。)

※実際の保育時間は、保護者の就労時間等を考慮して、保護者と利用施設との調整により決定します。

<保育の必要事由に応じて必要な書類(2・3号認定のみ)>

保育を必要とする事由	必要書類	
就労 (会社等勤務)	就労証明書	
就労 (自営業、農漁業、内職等)	就労証明書 ※別途指定の書類の提出が आवश्यकです。	
妊娠、出産	母子健康手帳表紙及び分娩予定日記載ページ(各コピー)	
疾病、障がい	証明書(疾病、障がい、看護等)	
	身体障害者手帳等のコピー	
介護、看護	申出書 (介護等の 時間・内容確認)	証明書(疾病、障がい、看護等)
		身体障害者手帳等のコピー
災害復旧	申出書	
求職活動	求職活動申出書	
就学	申出書	職業訓練校等の在学証明書 + 就学時間及び期間等が記入されたもの(時間割など)
育児休業	育児休業期間が記載された就労証明書	
虐待・DV	事実を証明できる書類	

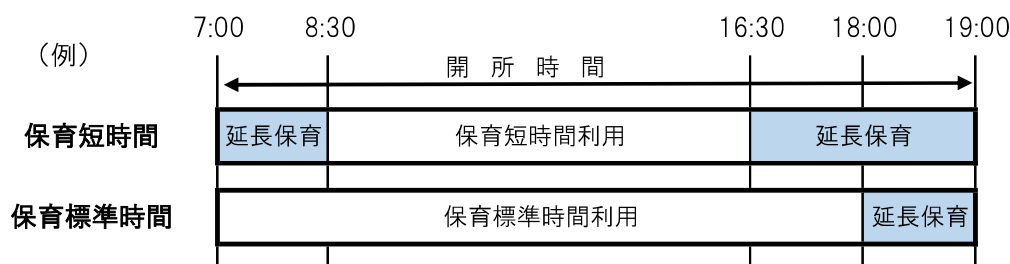
3. 延長保育について

認定された保育必要量に応じた保育時間を超えて保育施設等を利用した場合は、「延長保育」となり、別途延長保育料がかかります。（延長保育時間等については、「令和8年度情報公開資料」（10～13ページ）をご確認ください。）

また実際に利用を希望する際には、事前に利用施設への申し出が必要になります。

【利用時間のイメージ】

（例）下図のような施設を、保育短時間のお子さまが9:00～17:00まで利用した場合
⇒16:30～17:00の時間が延長保育に該当します。



（注）延長保育、土曜保育に関しては、保育施設によって時間や料金、開所日数が異なります。
詳しくは、事前に希望している各園へご確認・ご相談をお願いします。

4. ならし保育について

教育・保育施設での集団生活は、家庭とは環境が大きく変わることから、入所当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため教育・保育施設では入所後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。

期間は児童の状況や施設によって異なりますが、おおむね一か月程度になります。
※転園する場合も転園先の教育・保育施設でならし保育が必要となります。

5. 教育・保育給付認定の変更申請について

教育・保育給付認定を受けた方については、入所（園）の有無に関わらず、当初に受けた認定内容に変更が生じた場合、「教育・保育給付認定変更申請」が必要です。

原則毎月15日（15日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）を届出の締め切りとし、翌月からの変更としています。

【必要書類】

①教育・保育給付認定変更申請書 ②保育必要事由に応じて必要な書類（4ページ参照）

＜変更申請が必要な事例＞

（例）保護者の婚姻・離婚等により、氏名・住所等世帯状況に変更があった場合

保育を必要とする事由の変更（求職活動中→就労）がある場合

保護者の市民税額に変更があった場合

育児休業を取得する場合（標準時間認定→短時間認定へ変更が必要）

認定こども園を1号認定で利用しているが、就労により2号認定で利用したい場合 等

《注意》下記の場合は、変更申請ではなく、新規の認定申請と入所（園）申込みが必要です。

・現在、1号認定を受けて幼稚園に通園しているが、保育を必要とする事由に該当し、保育施設等を利用したい場合

※こども園の1号認定から2号認定への変更事由に「求職活動」を適用することは出来ません。

6. 入所(園)後の手続きについて

○現況届

入所(園)後、毎年11月～12月頃に世帯状況や保育を必要とする事由の調査確認を行います。

詳細は利用施設を通じて周知します。この現況調査の際に、書類等が未提出の場合及び保育要件を満たしていない場合は退所(園)となることがあります。

○退所(園)届

市外転出や保育を必要とする事由に該当しなくなった場合等の理由で施設を退所(園)する場合は、退所(園)する月の25日までに施設等に提出していただく必要があります。

7. その他注意事項

○次の場合は、入所(園)を取り消すことがありますのでご了承ください。

- ・入所(園)月の1日時点で丸亀市内に居住していない場合
- ・提出書類に虚偽の記載、又は申請があった場合
- ・期限までに必要書類の提出がない場合
- ・「保育の必要性」がなくなった場合
- ・3ヶ月以上の通園が見込めない(※)場合

※やむを得ない事情のある方は、幼保運営課までご相談ください。

○入所(園)後の注意事項

- ・送迎は、保護者または、代わるべき人(おとな)が対応してください。
- ・園からの通信物(便り、メールなど)の確認をお願いします。
- ・お子様の体調がすぐれない時には、病院で受診し、無理をせず休養してください。
- ・感染症にかかっている場合は、感染拡大防止へのご協力をお願いします。

◎丸亀市教育・保育施設一覧表

※定員等内容が変更する場合があります。

①幼稚園(1号認定児)

※私立園の情報は、各園からの申告によるものです。

公・私	幼稚園名	所在地	電話	定員	保育年齢	保育時間
公立	城 坤 幼 稚 園	今津町278番地	22-3901	190	3歳～5歳	9:00～14:00
	城 辰 幼 稚 園	川西町南161番地	28-7302	180		
	本 島 幼 稚 園	本島町泊34番地	27-3416	65	4歳～5歳	
私立	丸 亀 聖 母 幼 稚 園	幸町二丁目7番7号	22-4529	105	満3歳～5歳	8:00～14:00

②保育所(2号・3号認定児)

公・私	保育施設名	所在地	電話	定員	保育年齢	保育時間 (保育短時間)
公立	金 倉 保 育 所	金倉町1230番地1	22-5477	90	1歳～5歳 (満1歳の 誕生日の 翌月から)	7:30～18:00 (8:30～16:30)
	城 南 保 育 所	山北町261番地	58-0551	190		
	城 辰 保 育 所	川西町南696番地1	28-8389	131	3か月～5歳	
	本 島 保 育 所	本島町泊26番地	27-3156	30	3か月～3歳	
	岡 田 保 育 所	綾歌町岡田下87番地1	86-3018	110	1歳～5歳 (満1歳の 誕生日の 翌月から)	7:30～19:00 (8:30～16:30)
	富 熊 保 育 所	綾歌町富熊1226番地	86-2209	90		
	飯山北第一保育所	飯山町川原1009番地	98-2620	150		
	飯 山 南 保 育 所	飯山町上法軍寺1036番地	98-2624	150		
私立	恵 城 保 育 園	中府町二丁目9番21号	22-6530	260	4か月～5歳	7:00～19:00 (8:30～16:30)
	ふたば乳児保育園	土器町東三丁目146番1	23-6741	150	3か月～5歳	
	ふたば西保育園	通町124番地	21-5365	50		
	虎 岳 保 育 園	田村町1676番地1	58-4401	70	3か月～2歳	
	ひつじヶ丘保育園	垂水町16番地52	28-1310	140	3か月～5歳	
	し お や 保 育 所	前塩屋町二丁目1番17号	22-4848	160		
	さくらの山保育園	飯野町東二甲542-2	22-0202	100		
	ニチキッズ六郷保育園	今津町10番地1	35-8668	79	2か月～5歳	
	栗熊保育園スマはびStation (※1)	綾歌町栗熊東269番地1	087-843-0188	75	3か月～5歳	

③こども園(1号・2号・3号認定児)

※定員については、状況により変動する可能性があります。

公・私	保育施設名	所在地	電話	号数	定員	保育年齢	保育時間 (保育短時間)
公立	飯 野 こ ど も 園	飯野町東分 2576番地	22-6049	1号	30	1歳～5歳 (満1歳の 誕生日の 翌月から)	1号認定児 9:00～14:00 2・3号認定児 7:30～18:00 (8:30～16:30)
				2・3号	217		
	垂 水 こ ど も 園	垂水町1709番地	28-7351	1号	30		
				2・3号	217		
	城 乾 こ ど も 園	南条町34番地46	21-0162	1号	30		
				2・3号	108		
	城東こども園(※2)	土器町西四丁目 780番地	※決まり次第 お知らせします。	1号	45		
				2・3号	112		
	城 北 こ ど も 園	北平山町二丁目 12番20号	22-3449	1号	30		
				2・3号	217		
あやうたこども園	綾歌町岡田東 1150番地	86-3011	1号	105			
			2号	55			
飯 山 こ ど も 園	飯山町真時 71番地1	98-4023	1号	190			
			2号	70			
郡 家 こ ど も 園	郡家町787番地	28-7116	1号	190			
			2号	70			
私立	はらだこども園	原田町2046番地	22-2735	1号	4	3か月～5歳	1号認定児 園により設定 された時間帯
				2・3号	65		
	誠 心 こ ど も 園	郡家町 2573番地の1	24-1777	1号	10		2・3号認定児 7:00～18:30 (8:30～16:30)
				2・3号	160		
	ドルカスこども園	飯山町東坂元 185番地	98-6460	1号	12	3か月～5歳	1号認定児 園により設定 された時間帯
				2・3号	138		
	丸亀ひまわりこども園	城東町二丁目 1番38号	23-8338	1号	10		2・3号認定児 7:00～19:00 (8:30～16:30)
				2・3号	90		
	彩 芽 こ ど も 園	三条町781番地1	28-2783	1号	15	1号認定児 園により設定 された時間帯	
				2・3号	80		
	認定こども園 ABC Play School	郡家町647番地3	28-8169	1号	35	3歳～5歳 (3歳に到達した 年度の翌年度 の4月から)	1号認定児 園により設定 された時間帯
				2号	10		
	英語こども園 Prince&Princess	柞原町620番地 4号	22-7267	1号	7	1歳6か月～ 5歳	2・3号認定児 7:30～18:00 (8:30～16:30)
				2・3号	46		

④地域型保育事業 <小規模保育>(3号認定児)

公・私	保育施設名	所在地	電話	定員	保育年齢	保育時間 (保育短時間)
私立	桃 山 保 育 所	川西町北998番地1	35-7068	19	3か月～2歳	7:00～19:00 (8:30～16:30)
	ニチキッズ飯山保育園	飯山町下法軍寺1255番地1	56-8005	19	2か月～2歳	
	もものはな保育園	飯山町川原185番地1	59-7184	19	3か月～2歳	

注)保育年齢が2・3か月～となっている施設は、原則入所(園)周知会時に首が座っているお子さまが入所(園)対象となります。

(※1)令和8年4月に、栗熊保育所が私立園として開園する予定です。開園時に電話番号が変更になる予定です。

(※2)令和8年4月に、城東幼稚園と青ノ山保育所が統合して城東こども園として開園する予定です。

●参考

保育年齢 (令和8年度)	生 年 月 日
0歳児	令和7年4月2日以降に生まれた児童
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれの児童
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれの児童
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの児童
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれの児童
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの児童

教育・保育

令和7年11月1日時点
教育部幼保運営課

令和8年度 情報公開資料 ※私立園の情報は、各園からの申告によるものです。

施設名称		私立保育所(園)								ニチイキッズ六郷保育園		栗熊保育園スマはびstation	
開所時間		恵城保育園	ふたば乳児保育園	ふたば西保育園	虎岳保育園	ひつじヶ丘保育園	しおや保育所	さくらの山保育園					
延長の保育 所の保育 うち時間	開所時間	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00 (7:00～7:30及び18:00～19:00 の利用は、0歳児以外が対象)	7:00～19:00			7:00～19:00		
	保育短時間	7:00～8:30 16:30～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～19:00			7:00～8:30 16:30～18:00 16:30～19:00		
	保育標準時間	18:00～19:00	18:00～19:00	18:00～19:00	18:00～19:00	18:00～19:00	18:00～19:00	18:00～19:00			18:00～19:00 7:00～7:30 18:30～19:00		
延長料金	保育短時間	1時間 300円 (1時間未満は1時間とみなす) 18:00～19:00は500円	1時間以内 300円 18:00～19:00は500円	1時間以内 300円 (18:00～19:00は500円)	7:00～8:30 及び 16:30～18:00は 1時間 300円 (1時間未満は300円とする) 18:00～19:00は1時間500円	7:00～8:30は1回300円 16:30～18:00は1回300円 18:00～18:30は1回300円 18:00～19:00は1回500円	7:00～8:30は1時間300円 16:30～18:00は1時間300円 18:00～19:00は1時間500円 (1時間未満は1時間とみなす)	・30分 100円 ・18:00以降は500円			7:00～8:30は1回300円 16:30～18:00は1回300円 18:00～19:00は1回500円		
	保育標準時間	日額 500円 月額 3,500円	18:00～19:00の間 利用1回 500円 利用1ヶ月 3,500円	1時間 500円 月額 3,500円	日額(スポーツ料金) 500円 月額 4,000円 (証明書提出必要)	18:00～18:30は1回300円 18:00～19:00は1回500円 月額 なし	日額 500円 月額 3,500円	日額 500円 月額 3,500円			18:00～19:00 日額 500円 月額 3,500円		
土曜日の 保育時間		7:30～17:00 (第5土曜は 8:00～12:00) (地域及び保護者の ニーズに合わせて保育 をしております。)	保護者ニーズに 合わせて対応します。	保護者のニーズに 合わせて対応します。 7:30～18:00	地域のニーズに 合わせて保育致します。 ●保育短時間 8:30～16:30 ●保育標準時間 7:30～18:00 ●延長料金(保育短時間) 7:30～8:30及び 16:30～18:00は 1時間300円	地域のニーズに 合わせて保育致します。 (第2・第4土曜は 7:30～12:30)	地域のニーズに 合わせ 保育時間7:00～18:00 (第2・第4土曜日は 7:00～12:30までの保 育) ※現在、1～5歳児の受 け入れをしています。	地域のニーズに 合わせて 原則 7:00～18:00 (第2土曜は 7:00～12:30) としております。			●保育短時間 8:30～16:30 ●保育標準時間 7:00～18:00 7:30～18:30 保護者のニーズに合わせ て対応いたします		

令和7年11月1日時点
教育部幼保運営課

令和8年度 情報公開資料 ※私立園の情報は、各園からの申告によるものです。

施設名称	私立こども園							小規模保育	
	誠心こども園 はらだこども園	丸亀ひまわりこども園	ドルカスこども園	彩芽こども園	認定こども園 ABC Play School	英語こども園 Prince&Princess	桃山保育所	ニチャキッズ 飯山保育園	もものほな保育園
開所時間	7:00～18:30	7:00～19:00	7:00～19:00	7:30～19:00	7:30～18:00	7:30～18:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00
延長料金	保育短時間 延長保育時間	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～18:30	7:00～8:30 16:30～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:00	7:30～8:30 16:30～18:00	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～19:00	16:30～19:00
	保育短時間	7:00～8:30 及び 18:00～18:30は 各利用1回500円、 18:00～18:30は1回300円	7:00～8:30/16:30～18:00 1時間 300円 (1時間未満は時間どみなす) 18:00～18:30 30分 200円 18:30～19:00 30分 300円	午前と午後の各区分 1時間500円(上限なし)	200円/30分 月額 2,000円/30分	1・2号認定児 450円/30分 月額め5,000円/30分毎 3号認定児 650円/30分 月額め7,000円/30分毎	7:00～8:30は30分100円 16:30～18:00は30分100円 18:00～19:00は1回500円	7:00～8:30は1回300円 16:30～18:00は1回300円 18:00～19:00は1回500円	7:30～8:30は30分100円 16:30～18:00は30分100円 18:00～19:00は1回500円
土曜日の 保育時間	保育標準時間	日額(1回) 300円 ※上限なし	30分 250円	18:00～18:30 30分 200円 18:30～19:00 30分 300円	1回 500円(上限なし) ・月額 5,500円(前月事前申 込みに限る)	実施なし	日額(1回) 500円 月額 3,500円	日額 500円 月額 3,500円	18:00～19:00 日額 500円 (上限3,500円)
	土曜日の 保育時間	地域のニーズに 合わせて 第1・第3・第4土曜 7:30～17:30 第2・第5土曜 7:30～12:30	地域のニーズに 合わせて 8:00～17:00 (利用人数によって 変更有)	7:30～18:00 (第2土曜は 7:30～12:30) 地域のニーズに合わせ た保育時間としていま す。	地域のニーズに 合わせて8:00～17:00 利用時間や人数によつて は開園時間の範囲内で変 更になることもあります。	地域のニーズにより 原則8:30～14:30	地域のニーズにより 原則8:30～12:00	地域のニーズに 合わせて 原則 7:00～18:00 (第2土曜は 7:00～12:30) としております。	7:00～18:00

教育・保育

令和8年度 情報公開資料

公立保育所・こども園

施設名称		城辰保育所	城北こども園	飯山北第一保育所	飯山南保育所	その他公立保育所	その他公立こども園
延長 その保 育時 間	開 所 時 間	7:30～18:00 ※0歳児の預かりは8:00～17:00まで。 ただし、8:00～8:30と16:30～17:00の 利用は満8ヶ月の翌月1日から		7:30～19:00		7:30～18:00	
	保 短 時 間	7:30～8:30 16:30～18:00 (0歳児は8:00～8:30、16:30～17:00) ※0歳児の利用は満8ヶ月の翌月1日から		7:30～8:30 16:30～19:00		7:30～8:30 16:30～18:00	
	保 標 準 時 間	実施なし		18:00～19:00 ※早朝・夕方保育については、 職員配置体制の都合がありますので、保育所にご相談ください。		実施なし	
延長料 金	保 短 時 間	園もしくは幼保運営課に お問い合わせください。		園もしくは幼保運営課に お問い合わせください。		園もしくは幼保運営課に お問い合わせください。	
	保 標 準 時 間	実施なし		園もしくは幼保運営課に お問い合わせください。		実施なし	
土曜日の 保育時間		7:30～17:00 原則満1歳からとなります。 利用開始時期等については 保育所等にご相談ください。	7:30～12:30 原則満1歳からとなります。 利用開始時期等については 保育所等にご相談ください。	7:30～12:30		7:30～12:30	

◎利用者負担額(保育料)について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもと、0歳児クラスから2歳児クラスの市区町村民税非課税世帯の子どもの保育料が無償になりました。

1. 利用者負担(保育料)の有償・無償の一覧

		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				1号認定児	2・3号認定児	
3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス		無償				—
0歳児クラス 1歳児クラス 2歳児クラス	課税世帯	— (※1)	有償	— (※1)	有償	有償
	非課税世帯	— (※1)	無償	— (※1)	無償	無償

(※1)…満3歳の1号認定の子どもは無償化の対象となります。

◇非課税世帯…市区町村民税の均等割、所得割どちらも課税されていない世帯

◇年度の途中で満3歳となり、3号認定から2号認定に変更となる子どもが無償化の対象となるのは、原則満3歳に到達した年度の翌年度4月からです。

2-1. 利用者負担額(保育料)の概要

上記の表で、保育料が有償となる子どもの利用者負担額(保育料)については、子どもの扶養義務者(原則父母)の市区町村民税の課税額等により決定されます。ただし、下記の事項に当てはまる方は、祖父母どちらかを保育料算定者として、追加する場合があります。

○父母の合計収入が103万円以下で、同住所(住民票別世帯も含む)に住んでいる祖父母のどちらかの収入金額がその世帯の最多収入の場合

なお、市区町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除などの税額控除が適用される前の金額を用います。

また、当該保育料算定年の収入の申告がない世帯については利用者負担額が仮算定となりますので、ご了承ください。

保育料の適用期間については以下の図(※2)をご参照ください。

(※2)



《注意》

- ◆ 利用者負担金(保育料)は、施設等の利用を開始した月から、毎月納めていただきます。また、子どもの年度の初日の年齢で算定します。
- ◆ 月の途中で利用の取り止めや欠席をした場合でも、その月の利用者負担金は原則全額納めていただきますので、ご了承ください。

《利用者負担額の減免》

生計を主として維持している者が長期の疾病・障がい、就労先の倒産、災害等で保育料を支払うことが困難になった場合や、子どもが事故、疾病等の理由により長期にわたって欠席した場合などには、保育料の減免が適用される場合がありますので、詳しくは幼保運営課までお問い合わせください。

《利用者負担金(保育料)の納入》

④保育所(園)、公立認定こども園の場合

利用者負担金(保育料)は口座振替による納付となります。振替日については、原則各月の25日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)に当月分を振替いたします。

なお、口座振替の手続きは振替を希望する各金融機関窓口またはWebで行っていただきます。
上の子どもが口座振替の手続きをしている場合でも、新たに入所(園)された子どもについては、新規で口座振替の手続きが必要です。

⑥私立の認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育施設の場合

納入方法及び納入時期が各施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

以下の◆の事項は、④保育所(園)、公立認定こども園を利用する方についてのみ適用となります。

◆利用者負担金(保育料)の納付がないときは、督促状や催告書を送付いたします。また、保育料の滞納が続くと、財産の調査(金融機関や勤め先への照会等)を行い、滞納処分(差し押さえ等)を行うことがあります。

◆公立等の場合口座振替手続き(新規登録・変更)は金融機関窓口で行うようになりますが、振替開始(適用)月については手続き完了日より希望する月からの振替・変更ができない場合があります。
不明点は幼保運営課へお問い合わせください。

【保育料の滞納がある場合】

保育所及び公立認定こども園の保育料は、法的に強制徴収の対象になることをご理解いただき、自主的な納入をお願いします。

これら施設の保育料を納入されない場合は、地方税の滞納処分の例により、納入されない方の給与や預貯金等の財産を差し押さえることがあります。

事情により納入が遅れる場合には、必ず幼保運営課へご相談ください。

※滞納が2ヶ月以上続く場合、滞納相談がない場合、分納誓約を交わしても計画通りに納付しない場合は、児童手当より強制徴収を実施します。

2-2. 利用者負担金額表

※令和7年11月1日現在

	1号認定	2号認定
利用者負担月額(円)	0	0

保育

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分				3号認定 利用者負担月額(円)	
階層区分		定 義		保育標準時間	保育短時間
国	市				
1	A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯(いずれも単給世帯を含む。)		0	0
2	B	A階層を除き、市区町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
			ひとり親世帯等以外	0	0
3	C1	A階層を除き、市区町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	5,000	4,900
			ひとり親世帯等以外	12,700	12,400
	C2	1円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	4,900
			ひとり親世帯等以外	14,600	14,300
4	D1	A階層を除き、当該年度分(4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分とする)の市区町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	5,000	4,900
			ひとり親世帯等以外	21,800	21,400
	D2	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	5,000	4,900
			ひとり親世帯等以外	28,500	28,000
5	D3	97,000円以上 133,000円未満	37,000 36,300		
	D4		41,800 41,000		
6	D5		49,400 48,500		
7	D6		50,400 49,500		
8	D7		51,400 50,500		

①子どもの教育・保育給付認定区分は、当該年度の初日における認定区分によるものとし、当該年度中はその認定区分を適用します。

②C1階層からD7階層までの世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の利用者負担月額は、次表の右欄の金額を適用します。

ア	同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)、又は地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している兄又は姉(以下「保育所等に入所等する兄又は姉」という。)を1人有する場合	利用者負担金額表に定める額の2分の1の額
イ	同一世帯に保育所等に入所等する兄又は姉を2人以上有する場合	0円

③ひとり親世帯等で市区町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯、及びそれ以外の世帯で市区町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の特例(下記の内容)を適用します。

(記)保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、最年長の子どもを第1子とし、利用者負担金額表に定める額を適用します。また、第2子の場合は利用者負担金額表に定める額の2分の1の額(ひとり親世帯等に当たる世帯の場合は、0円)とし、第3子以降は0円とします。

注 保護者と生計を同一にしている子どもで、必ずしも保護者と同居している必要はありません。
(例:仕送りを受けて別居している大学生など)

④次のいずれかに該当する世帯のうち、現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降に係る利用者負担月額、次表の右欄の金額を適用します。

ア	ひとり親世帯等以外の世帯で、D1(市区町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。)からD7までの階層に当たる世帯	0円
イ	ひとり親世帯等で、D2(市区町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯に限る。)からD7までの階層に当たる世帯	0円

2-3. その他

《該当期に転入の方》

転入時期	市区町村民税の申告について
令和7年1月2日から 令和8年1月1日まで	令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和6年中の収入の申告を行ってください。
令和8年1月2日以降	・令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和6年中の収入の申告を行ってください。 ・令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和7年中の収入の申告を行ってください。

《税情報の申告について》

育児休業中や就労をしていなかった等の理由により該当する年の収入が0であった場合も、申告が必要です。市区町村により申告の方法が異なる場合がございますので、申告を行う役所の担当課へお問い合わせください。
(勤務先等での年末調整や、確定申告がお済みの場合は不要です。)

◎給食費について

令和元年10月より、丸亀市にお住まいの3歳児から5歳児のお子さまの給食費を、丸亀市の独自事業として、現在月額7,970円(上限)まで補助しています。(年度によって上限額が変更となる場合があります。)原則、保護者の方の手続きは不要です。

※令和7年11月1日現在の補助額になります。

※保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用している0歳児から2歳児のお子さまの給食費は、保育料に含まれています。

給食費無償化の対象・非対象一覧

	幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育	認可外保育施設
1号認定	対象	-	対象	-	-
2号認定	-	対象	対象	-	-
3号認定	-	保育料に含まれています			-

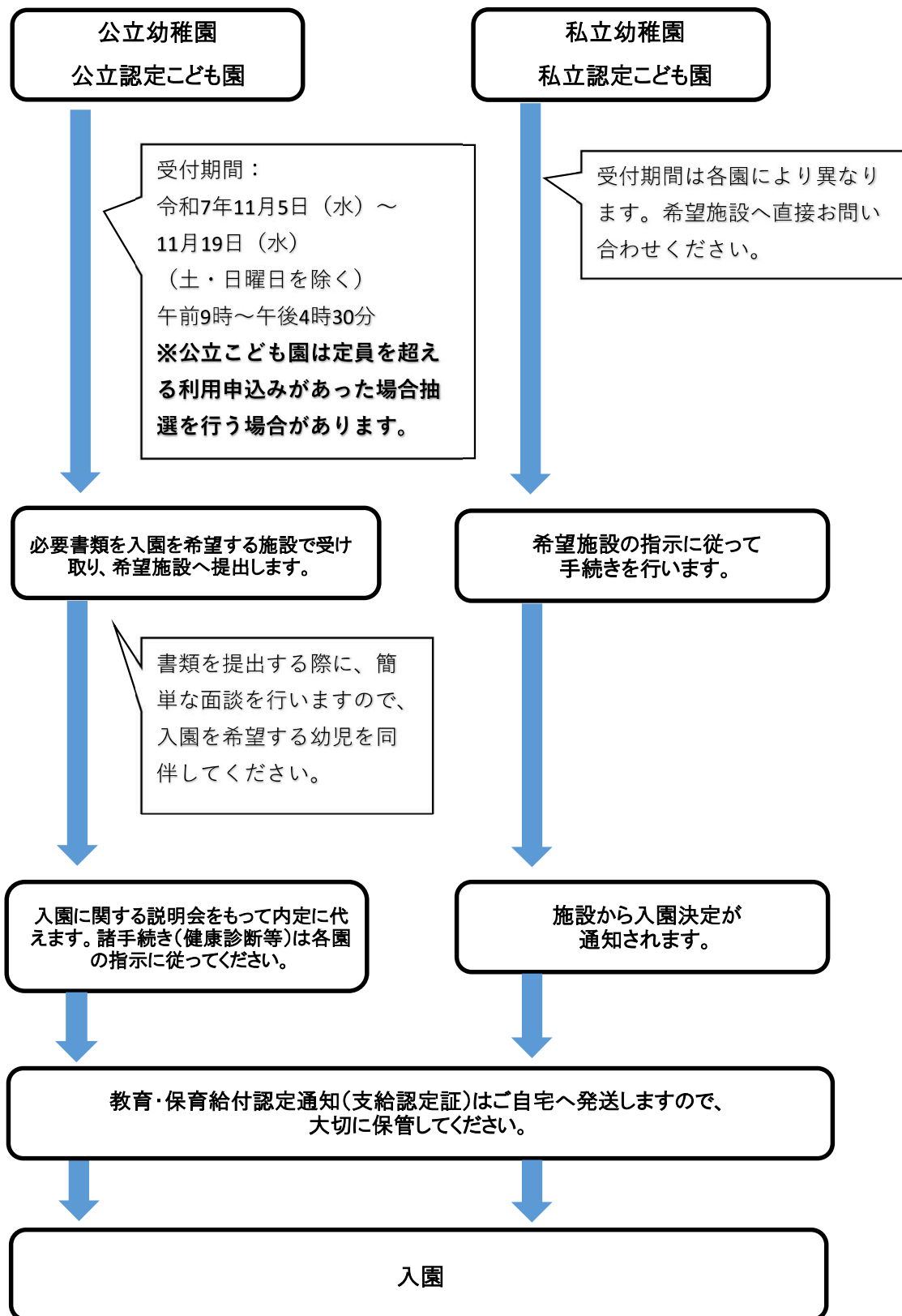
◆対象子ども及び認定保護者の双方が、丸亀市に住民登録をしている必要があります。

◆子どもの認定区分は当該年度の初日における認定区分によるものとし、当該年度中はその認定区分を適用します。

◎教育施設等の入園申込みについて

1. 一斉募集期間での申込み

◎入園を希望する施設で受付します



2. 一斉募集期間外での申込み

1号

○利用申込み受付期間・受付場所等

	公立幼稚園	公立認定こども園	私立幼稚園 私立認定こども園
受付期間	随時(土・日曜日、祝日を除く)		各園により異なりますので、詳細は希望施設に直接お問い合わせください。
	午前8時30分～午後5時15分		
受付場所	丸亀市役所幼保運営課窓口(2階) 綾歌・飯山市民総合センター		入園を希望する施設 (幼稚園・認定こども園)
申込方法	1 必要書類を受け取る		各園により異なりますので、詳細は希望施設に直接お問い合わせください。
	・入園申込書 ・教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設申込書 兼 現況届 ・個人番号(マイナンバー)の提供に関する届出書 を各園で配布しておりますので、希望する園でお受け取りください。 なお、その際に園で幼児・保護者と簡単な面談を行いますので、入園を希望する幼児を同伴してください。		
	2 書類を提出する		
	各園で受け取った ・入園申込書 ・教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設申込書 兼 現況届 ・個人番号(マイナンバー)の提供に関する届出書 に必要事項を記入し、 ・丸亀市幼保運営課 ・綾歌市民総合センター ・飯山市民総合センター 受付窓口へご提出ください。 受付の際には、 ・「個人番号(マイナンバー)の提供に関する届出書」に記載した方全員の個人番号確認書類 ・窓口へ来訪した保護者の本人確認書類 をご持参ください。		

○個人番号及び本人確認について

1. 一斉募集期間での申込みをされる方

各保育施設で受付をします。

個人番号(マイナンバー)の提供に関する届出書に個人番号を記入後、世帯全員の個人番号が確認できる書類(※1)の写し、及び申請者の本人確認ができる書類(※2)の写しを届出書と一緒に封筒に入れ、封をしてご提出ください。

(※1)個人番号が確認できる書類

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号通知書、住民票など

(※2)申請者の本人確認ができる書類

運転免許証、在留カード、身体障害者手帳など

2. 一斉募集期間外での申込みをされる方(公立幼稚園・公立認定こども園)

市幼保運営課、綾歌・飯山市民総合センターで受付をします。

個人番号(マイナンバー)の提供に関する届出書に個人番号を記入後、世帯全員の個人番号が確認できる書類(※1)、窓口に来訪した申請者の本人確認ができる書類(※2)をご持参ください。

(※1)個人番号が確認できる書類

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号通知書、住民票など(写しでも可)

(※2)申請者の本人確認ができる書類

【1点で良いもの】顔写真付き公的機関発行身分証明書(個人番号カード、運転免許証等)

【2点必要なもの】年金手帳、キャッシュカード等

○その他のお知らせ

【抽選の実施について】

定員を超える利用申込みがあった公立のこども園については抽選を行う場合があります。抽選の実施有無など詳しいことは丸亀市ホームページでお知らせいたしますので、そちらをご確認ください。

【同時申込みについて】

公立の幼稚園と公立の幼稚園の同時申込みや公立の幼稚園と保育所・こども園への同時申込みなど、公立の教育施設同士での教育利用の併願申込み及び保育施設の保育利用との併願申込みはできません。

【ならし保育について】

教育施設においても、ならし保育はあります。期間は児童や施設の状況によって異なります。

令和8年度

丸亀市教育・保育給付認定申請書

受付番号欄

1号

記入例(1号認定児)

保育施設等入所申込書 兼 現況届

丸亀市長 宛

次のとおり、教育・保育給付認定

及び教育・保育施設等の利用を申請します。
の現況を届けます。

また、下記1～5の記載事項を申請児童と生計を一にする家族が同意します。

- 1.教育・保育施設等利用ガイドの内容を理解した上で申請していること。
- 2.申請に必要な書類を提出していない場合は、教育・保育給付認定を行わない場合があり、施設を利用できない場合があること。
- 3.申請に必要な申請児童と生計を一にする家族の住民登録、市民税、生活保護、障がい、扶養、ひとり親等の情報について官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 4.記入内容が事実と相違する場合は、認定を取り消す場合があるほか、施設を利用できない場合があること。
- 5.記入内容及び認定内容について施設に情報提供すること。

申込日	令和 7 年 11 月 5 日	保護者氏名 (申請者)	丸亀 太郎
申請児童	氏名(ふりがな)	申請者との 続柄	生年月日、年齢(R8.3.31時点)
	まるがめ ゆめこ 丸亀 夢子 (男・女)	子	令和 4 年 8 月 10 日 3 歳 ☐ 未出生 令和 年 月 日出生予定
	未転入の方は転入予定先の住所を記入し、町 二丁目〇番△号 (令和 8 年 3 月 5 日転入予定)		
	☐ 未転入 (現住所) 岡山 (都・道・府・県) 倉敷 (区・市・郡) 〇〇番地		

○申請児童の家庭の状況

保護者	氏名	児童との 続柄	生年月日	職業(勤め先等)	住所(別居の場合のみ住所記入)
	(申請者) 丸亀 太郎	父	H7・7・15	会社員	☒ 申請児童と同住所
	(配偶者) 丸亀 花子	母	H8・5・23	パート	☒ 申請児童と同住所
連絡先	① 080-XXXX-XXXX (母)	② 090-XXXX-XXXX (父)	③ - - ()		
申請児童・保護者 以外の同居家族	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等	
	丸亀 次郎	兄	H28・5・11	〇〇小学校	
	丸亀 一郎	祖父	S35・7・15	無職	
	丸亀 愛子	祖母	S37・9・25	パート	
			・	・	
			・	・	

○申請児童の施設利用希望期間等(2・3号認定希望者のみ記載)

施設利用希望期間	令和 年 月 日	幼稚園入園まで 末日 まで)
保育必要理由	父 母	記入は不要です。
	④親族の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学	保育必要量 ☐ 標準時間 ☐ 短時間

1号受入施設 記載欄	内定施設名() 連絡先()
市記載欄	入所施設名 必要量 標準時間 ☐ 短時間

1号

入所希望施設について(保育施設へ新規及び転園申込者のみ記載)

入所希望施設名		市記載欄		入所希望施設名		市記載欄	
		(施設)	(きょうだい)			(施設)	(きょうだい)
第1希望				第19希望			
第2希望				第20希望			
第3希望				第21希望			
第4希望				第22希望			
第5希望				第23希望			
第6希望				第24希望			
第7希望				第25希望			
第8希望				第26希望			
第9希望				第27希望			
第10希望				第28希望			
第11希望							
第12希望							
第13希望				第31希望			
第14希望				第32希望			
第15希望				第33希望			
第16希望				第34希望			
第17希望				第35希望			
第18希望							

記入は不要です。

兄弟姉妹が 同じ施設 に入所することを希望する場合		選択の注意事項	
☐ A. 兄弟姉妹が同時同施設に入所できるまで入所しない ☐ B. 上の子を先に入所させたい ☐ C. 上の子以外の()を先に入所させたい ☐ D. 兄弟姉妹が別々の施設に入所でもよいが同時に入所できない場合は入所しない ☐ E. 兄弟姉妹が別々の施設に入所でもよく、ひとりでも先に入所させたい		(注1)複数チェックのあるものやチェックのないものは、A又はFを選択したものとみなします。 (注2)年齢別の定員が決まっているため、B又はCを選択した場合でも、優先を希望したお子さまではなく他方のお子さまの入所が決定する場合があります。 (注3)B又はCを選択した方で、先に入所したお子様の施設へその他のお子様の入所を希望する場合は必ず変更が必要です。	
兄弟姉妹が 別々の施設 に入所することを希望する場合			
☐ F. 同時入所を希望(同時入所できなければ待機) ☐ G. 同時入所が不可の場合は、ひとりでも先に入所させたい		市記載欄	

1号

○生活保護・ひとり親・障がいについて

○現在の保育状況について(保育施設へ新規及び転園申込者のみ記載)※育休中での転園希望の方は必ず6の転所希望を☑してください。

市記載欄																	
受付日	誰から	上記以外の特記すべき事項															
受付番号		記入は不要です。										母		保育 必要量			
施設利用 希望期間	令和		年		月		日	～		年		月		日	申請児童 住民コード	本人	
職場復帰日	令和		年		月		日	延長可 ・不可			基本点数				保護者 住民コード		
延長可能日	令和		年		月		日	調整点数							配偶者 住民コード		

1号

申請児童の健康状態等

※必要に応じて保健師等による親子面談を実施しています。
ご協力いただきますようお願いいたします。

出生体重		3,000 グラム (週数: 40)		
健康診断受診の状況		3～4か月児健診 受診・未受診 有・無	1歳6か月児健診 受診・未受診 有・無	3歳児健診 受診・未受診 有・無
健康診断の結果 引き続き経過を みていく事柄	経過観察の 内容	体重増加・首すわり・ その他()	指さし・ことば・積木・ その他()	ことば・色・大小・ その他()
		再診察(有・無)	カンガルー教室(有・無)	カンガルー教室(有・無)
		医療機関紹介(有・無)	ことばの相談 (有・無) こども相談 (有・無)	ことばの相談 (有・無) こども相談 (有・無)
		有・無 ※有の場合、下記の項目についても記入		
持病・病歴	発症時期			
	病名等			
	症状	(経過観察中・治療中・完治)		
	病院名	(通院頻度:)		
	服薬	有・無 ※有の場合、薬の名称について記入()		
アレルギー	有の 場合 に 記 入	有・無・不明 (未摂取のため・)		
		病院受診	有・無 (病院名: ○○小児科)	
		制限している 食べ物	卵・乳・小麦・えび・かに・ピーナッツ その他()	左記食品のうち未摂取品目 ()
		除去食品に おいて より厳しい 除去が 必要なもの	鶏卵: 卵殻カルシウム 牛乳・乳製品: 乳糖 小麦: 醤油・酢・麦茶 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ゴマ: ゴマ油 魚類: かつおだし・いりこだし 肉類: エキス ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理について、給食対応が困難となる場合があります。	
		服薬	なし	
		除去食を実施する場合は、入所前に必ず医師による診断を受けて給食開始前に、施設に 必要書類の提出をお願いします。見直し時期には、再度提出を御依頼します。(詳細は周知会にて)		
集団生活を送るに当たり、健康面 や発達面で気になること		有・無 (※有の場合、あてはまるものに○を記入) ・ことばが少ない・たえず動き回る・特定の物へのこだわりがある・極端な偏食がある ・その他		
保育施設での集団生活では、友達同士のトラブルや突発的な怪我などが発生する場合があります。 安全管理上、最善の対応に努めてまいります。御理解いただきますようお願いいたします。				

市記載欄

保健師 相談

確認

◎保育施設等の入所(園)申込みについて

2号・3号

1. 申込みの受付期間と場所

・令和8年4月入所(園)希望の場合

	受付場所	受付期間	受付時間	注意事項
1 次 受 付	・綾歌市民総合センター	11月25日(火)～ 11月26日(水)	9:00～16:00	・受付は土日を除く、平日のみとなります。 ・左記の期間において、申込日による優先順位はありません。
	・飯山市民総合センター	11月27日(木)～ 11月28日(金)	9:00～16:00	
	・丸亀市役所2階 ・綾歌市民総合センター ・飯山市民総合センター	12月1日(月)～ 12月26日(金)	9:00～16:00	
2 次 受 付	・丸亀市役所2階 ・綾歌市民総合センター ・飯山市民総合センター	1月5日(月)～ 2月初旬 ※受付締切日は、一次入所選考結果後に丸亀市のホームページで公表予定	9:00～16:00	・左記の受付期間においては、申込日による優先順位が発生します。 ※ただし、利用調整時に同一点数の場合のみ。詳しくは38ページの保育利用調整基準をご確認ください。

・令和8年5月以降の入所(園)希望の場合

受付場所	受付期間	受付時間	注意事項
・丸亀市役所幼保運営課 ・綾歌市民総合センター ・飯山市民総合センター	・上記の一次受付期間	9:00～16:00	・左記の受付期間において、申込日による優先順位はありません。
	・上記の二次受付期間	9:00～16:00	・左記の受付期間においては、申込日による優先順位が発生します。 ※ただし、利用調整時に同一点数の場合のみ。詳しくは38ページの保育利用調整基準をご確認ください。
	・二次受付期間終了後～入所希望月の前々月末日まで	8:30～17:15	

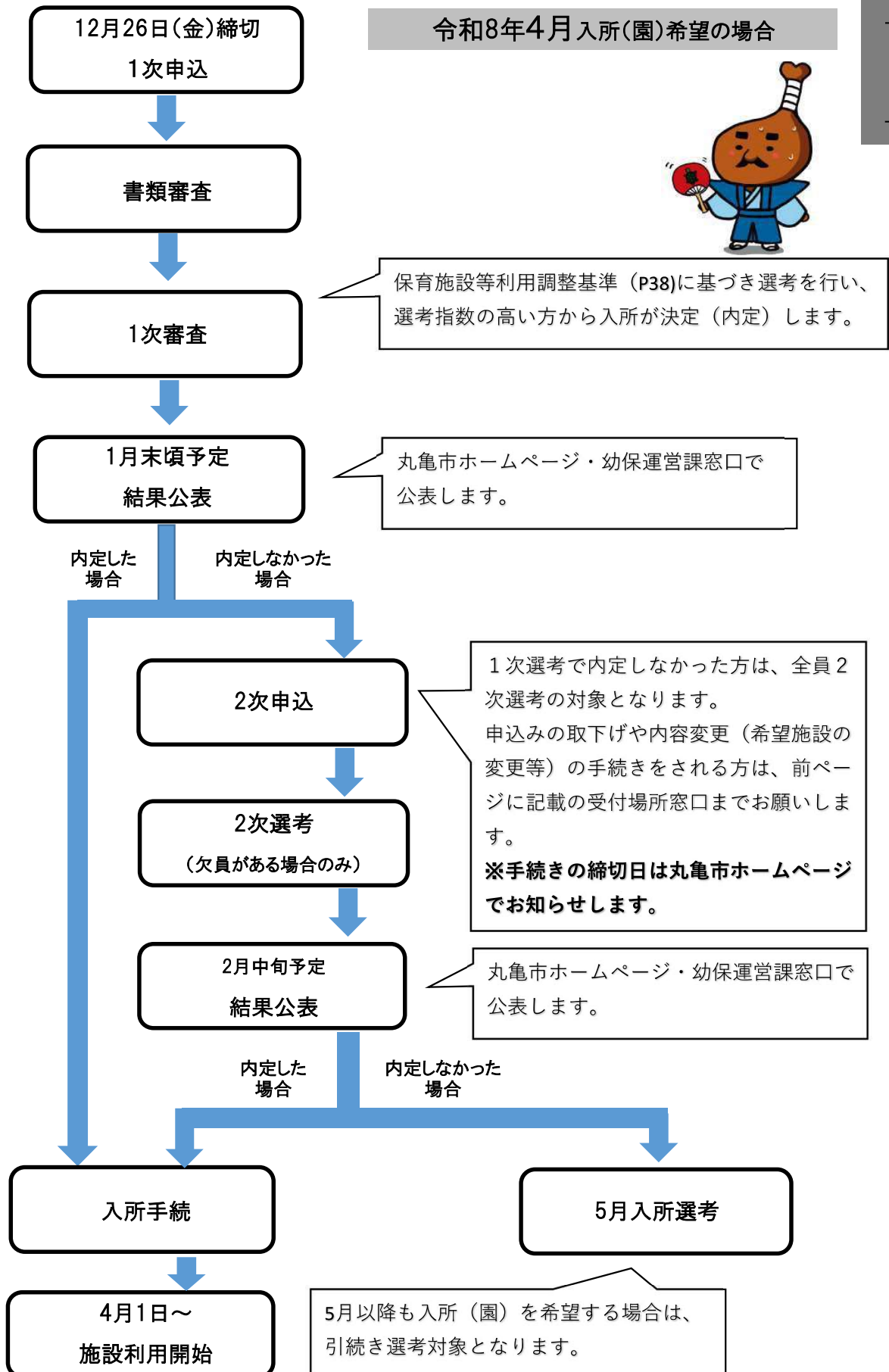
※5月以降の入所受付は、入所(園)希望月の前々月の末日が申込締切日とし、随時しております。ただし、3月入所(園)希望は12月末日が締切日ですのでご注意ください。

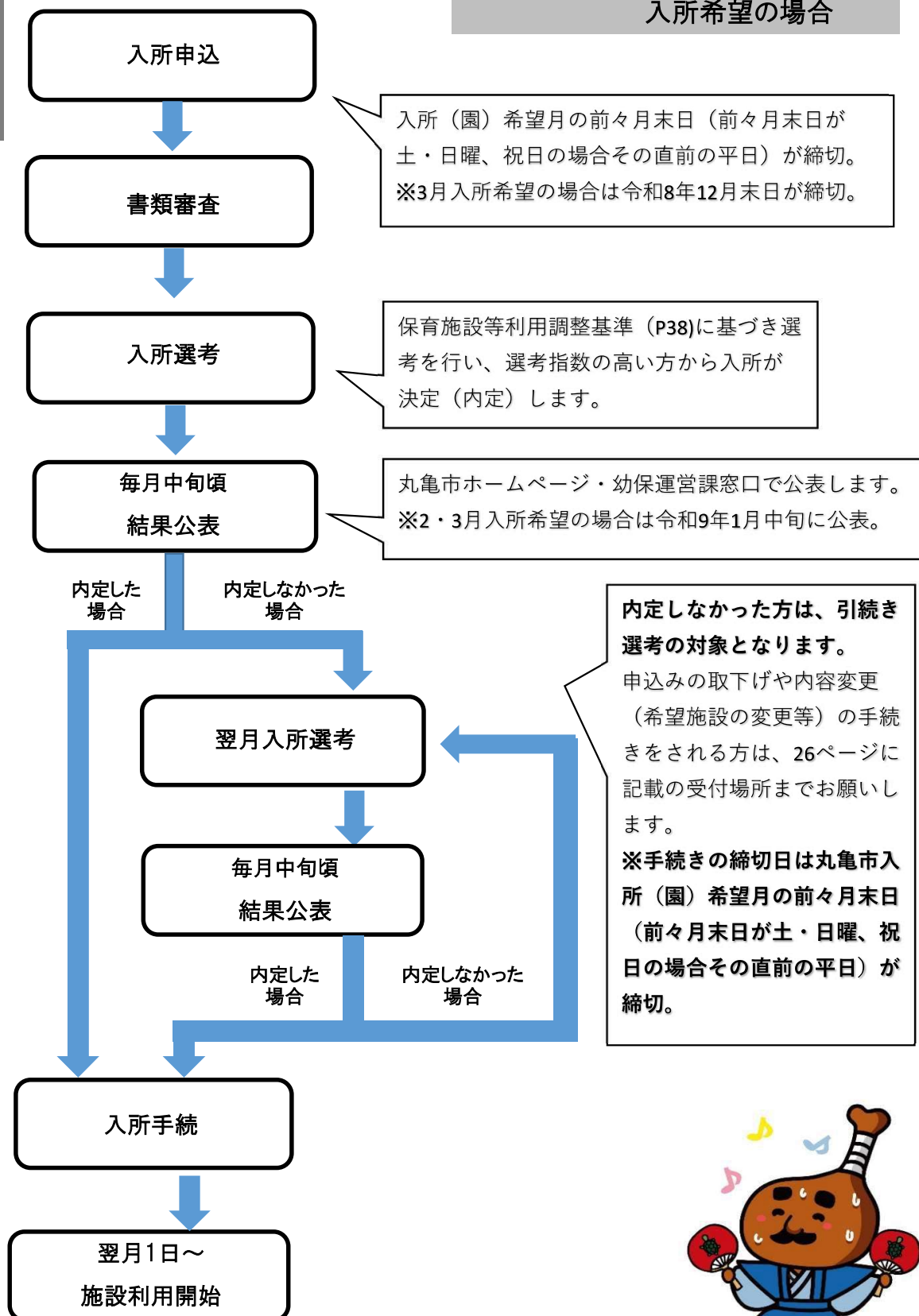
※申込段階で丸亀市に住所がない方や未出生での申込も受付いたします。

※申込みは、年度ごとに必要ですので、ご注意ください。

2. 申込みから内定までの流れ(2.3号認定児)

令和8年4月入所(園)希望の場合





3. 申込み必要書類について

【認定申請・利用申込みに必要な書類】

— 全ての方に提出又は提示が必要な書類 —

- 「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等入所申込書 兼 現況届」
…子ども1人につき1枚
- マイナンバー関係書類
 - ①個人番号(マイナンバー)の提供に関する届出書
 - ②①に記載された方全員の個人番号が確認できる書類(※1)
 - ③窓口へ来訪した申請者の本人確認書類(※2)
 (※1)個人番号カード、個人番号通知カード(住所・氏名に変更がないもの)、個人番号が記載された住民票、個人番号通知書のいずれか(写しでも可)
 (※2)【1点で良いもの】
 顔写真付き公的機関発行身分証明書(個人番号カード、運転免許証等)
 【2点必要なもの】
 年金手帳、キャッシュカード等
- 重要事項確認書兼同意書
…兄弟姉妹で同時に申請される場合は世帯で1枚ご提出ください。

— 家庭状況等により提出が必要な書類 —

○該当するご家庭のみ必要な書類

…子ども自身や同居者が次に該当する場合は別途、書類の提出が必要となります。

(該当者1人につき1枚(兄弟姉妹で申請する場合は原本1部で可。))

対象となる事柄	提出書類
小学校就学前の兄弟姉妹が ※の施設を利用している場合	在籍証明書(市所定の様式) ※特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、企業主導型保育施設、私立未移行幼稚園等
既に教育・保育給付認定を 受けている場合	支給認定証(確認後お返しします。)
市外で生活保護や児童扶養 手当等を受給している場合	証書等の写し ※必要書類については幼保運営課にお問い合わせください。
外国人の方で保育施設等への入所を 希望している場合	日本語に関する申出書

〈注意〉

- ・一度ご提出していただいた書類は、原則返却はできません。
- ・添付書類等のコピーが必要な場合は、あらかじめコピーしておいてください。

2号認定・3号認定を希望する場合に必要な書類

○保育を必要とすることを証する添付書類(下表参照)

…保護者1人につき1枚(兄弟姉妹で申請する場合は原本1部で可。)

保育を必要とする事由	必要書類	
就労 (会社等勤務)	就労証明書	
就労 (自営業、農漁業、内職等)	就労証明書 ※別途指定の書類の提出が आवश्यकです。	
妊娠、出産(※)	母子健康手帳表紙及び分娩予定日記載ページ(各コピー)	
疾病、障がい	証明書(疾病、障がい、看護等)	
	身体障害者手帳等のコピー	
介護、看護	申出書 (介護等の 時間・内容確認)	証明書(疾病、障がい、看護等)
		身体障害者手帳等のコピー
災害復旧	申出書	
求職活動(※)	求職活動申出書	
就学	申出書 + 職業訓練校等の 在学証明書 + 就学時間及び期間等が 記入されたもの (時間割など)	
虐待・DV	事実を証明できる書類	

※「妊娠・出産」や「求職活動」の事由で申込む方は、期間限定入所となりますので、次ページを必ずご確認ください。

4. その他

・入所保留になった場合は、申込みの取下げをしない限り、毎月選考(※令和8年度3月入所選考まで)を行います。

・入所希望施設の変更や申込みの取下げは、電話での受付はしておりませんので、必ず窓口までお越しください。

・保育を必要とする事由を満たす場合でも、施設の入所可能人数に余裕がない場合など入所(園)できないことがあります。

・選考は保育を必要とする事由等により、選考指数を設定し行います。
詳しくは38ページの保育施設等利用調整基準をご確認ください。

・保育施設はお子さまが毎日通うこととなる施設です。各保育施設によって保育方針やアレルギー対応等異なる部分がありますので、実際に通所(園)が可能かどうか事前に見学に行かれることをおすすめします。

◎期間限定(求職中、妊娠・出産)での入所(園)申込みについて

期間限定入所(園)とは

○支給認定証の有効期間

求職中…3ヶ月間(保育必要量は短時間)

妊娠・出産…出産日(又は出産予定日)の属する月と産前産後各2ヶ月の計5ヶ月間

○入所(園)承諾期間

求職中…入所(園)日からその日の属する月の翌々月末日まで(3ヶ月間)

妊娠・出産…入所(園)日から支給認定証の有効期間終了日まで



・期間限定で入所(園)した場合

期間限定で入所(園)した場合、支給認定証の有効期間終了日で退所(園)となります。有効期間終了後も引き続き入所(園)継続を希望する場合は、下記のとおり書類の提出が必要となりますので、有効期間終了日の属する月の15日までに幼保運営課窓口へご提出ください。

【入所(園)継続のために必要な書類】(支給認定証の有効期間終了日の属する月の15日までに提出)

- ①教育・保育給付認定変更申請書
- ②保育必要事由を確認するための就労証明書等
- ③現在の「支給認定証」(回収します。)

(注1)上記【入所(園)継続のために必要な書類】は、原則支給認定証の有効期間終了日の属する月の15日が申請の締切日となります。手続きを行わない場合は入所(園)継続はできませんので、有効期間終了日の属する月の25日までに保育施設等へ「退所(園)届」を提出していただきます。

(注2)支給認定証の有効期間終了後に、保育の必要性がない場合は、有効期間終了日で退所(園)となります。有効期間終了日の属する月の25日までに保育施設等へ「退所(園)届」を提出して下さい。

・期間限定の申込みで、入所(園)保留となった場合

【支給認定証の有効期間更新手続きに必要な書類】(支給認定証の有効期間終了日の前月末日まで)

- ①教育・保育給付認定変更申請書
- ②保育必要事由を確認するための就労証明書等
 - (例) 就労先が決定している場合…就労証明書又は就労予定証明書
 - 求職中の場合…求職活動申出書
- ③現在の「支給認定証」(回収します。)

(注3)支給認定証の有効期間終了後も入所(園)を継続して希望される場合は、有効期間終了日の前月末が上記書類の提出締切日となります。なお、締切日以降に手続きをされた場合は、新規の申請となります。

その他、ご不明な点がございましたら、幼保運営課へご連絡をお願いします。

◎保育施設等の入所(園)申込みの注意事項

1.利用申込み要件について

保育施設等の利用申込みができるのは、丸亀市で住民登録をしている 又は 丸亀市へ転入予定である、就学前の子どもの保護者全員が、保育を必要とする事由(3ページ)に該当することで、その子どもを保育することができないと認められる場合です。

＜注意＞

- ◆ 保育を必要とする事由に該当せず、「下の子の保育に手が掛かるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「友達がいないから」などの理由で保育施設を利用することはできません。
- ◆ 育児休業取得中に新規で申し込まれる方は、入所(園)できた場合に入所(園)月の翌月末までに職場へ復帰することが条件となります。
- ◆ 丸亀市内の保育施設からの転所(園)希望で申し込まれる方は、入所内定後に転所(園)希望を取りやめ、元の施設へ戻ることはできません。
- ◆ 入所(園)される月の1日時点で丸亀市に住民登録されていない場合、保育施設を利用することができません。

2.保育が必要なことを証明する書類について

就労証明書等の保育が必要なことを証明する書類は、児童1人につき1枚ずつ必要です。

＜注意＞

- ◆ 兄弟姉妹で手続きが必要な際には、1児童分は原本で、2人目以降の児童分はコピーした書類でも構いません。
- ◆ 令和7年度及び令和8年度の同時申込みの場合は、令和8年度分は原本で、令和7年度分はコピーした書類の提出でも構いません。
- ◆ 申込み後は、提出していただいた書類を返却またはコピーしてお渡しすることはできません。 申込書や就労証明書等の写しが必要な場合は、ご自身で写しを取って提出してください。

3.入所(園)保留通知書について

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きをする際に、保育施設に申込みをしたにもかかわらず入所できなかったことを証明するために、自治体が発行する「入所(園)保留通知書」の提出を求められる場合があります。

丸亀市は、入所希望月の選考後に発行し、ご自宅へ郵送となります。通知書は原則、入所希望月の選考のみ発行となりますが、その後も引き続き保留となり必要な場合はご連絡ください。

また一部施設においては満1歳の翌月からしか入所できませんので、その場合の保留通知書については、申込みの際にご相談ください。

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きは、就労先やハローワーク等にご確認ください。

※令和7年度より育児休業延長の際に、申込書等の写しが必要となっております。必要の方は、事前にコピーしたうえでお申し込みください。

令和8年度

丸亀市教育・保育給付認定申請書

受付番号欄

2号・3号

記入例(2.3号認定児)

保育施設等入所申込書 兼 現況届

丸亀市長 宛

次のとおり、教育・保育給付認定

及び教育・保育施設等の利用を申請します。
の現況を届けます。

また、下記1～5の記載事項を申請児童と生計を一にする家族が同意します。

- 1.教育・保育施設等利用ガイドの内容を理解した上で申請していること。
- 2.申請に必要な書類を提出していない場合は、教育・保育給付認定を行わない場合があり、施設を利用できない場合があること。
- 3.申請に必要な申請児童と生計を一にする家族の住民登録、市民税、生活保護、障がい、扶養、ひとり親等の情報について官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 4.記入内容が事実と相違する場合は、認定を取り消す場合があるほか、施設を利用できない場合があること。
- 5.記入内容及び認定内容について施設に情報提供すること。

申込日	令和 7 年 12 月 1 日	保護者氏名 (申請者)	丸亀 太郎
申請児童	氏名(ふりがな)	申請者との 続柄	生年月日、年齢(R8.3.31時点)
	まるがめ ゆめこ 丸亀 夢子 (男 女) 子	子	令和 7 年 5 月 10 日 0 歳 □未出生 令和 年 月 日出生予定
	未転入の方は転入予定先の住所を記入し、 あわせて現住所も記入してください。 町 二丁目〇番△号 (令和 8 年 3 月 5 日転入予定)		
□未転入 (現住所)	岡山 (都・道・府(県) 倉敷 (区(市・郡) 〇〇番地		

○申請児童の家庭の状況

氏名	児童との 続柄	生年月日	職業(勤め先等)	住所(別居の場合のみ住所記入)
(申請者) 丸亀 太郎	父	S61・7・15	会社員	☒ 申請児童と同住所
(配偶者) 丸亀 花子	母	S63・5・23	パート	☒ 申請児童と同住所
連絡先	① 080-XXXX-XXXX(母) ② 090-XXXX-XXXX(父) ③ - - ()			
氏名	続柄	生年月日	職業・学校等	
丸亀 次郎	兄	H28・5・11	〇〇小学校	
丸亀 一郎	祖父	S35・7・15	無職	
丸亀 愛子	祖母	S37・9・25	パート	
		・	・	
		・	・	

育休復帰される方は、育休復帰月の1ヶ月前から希望可能です。

○申請児童の施設利用希望期間等(2.3号認定希望者のみ記載)

施設利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日 から	☒ 就学前まで ☐ 幼稚園入園まで ☐ その他(令和 年 月 末日 まで)
保育必要理由	父 ① 母 ①	①就労(予定を含む) ②妊娠、出産 ③疾病、障がい ④親族の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧標準時間 □短時間

1号受入施設 記載欄	内定施設名() 連絡先()
市記載欄	入所施設名 必要量 標準時間 □ 短時間

記入は不要です。

入所希望施設について(保育施設へ新規及び転園申込者のみ記載)

記入例(2.3号認定児)

入所希望施設名		市記載欄		入所希望施設名		市記載欄	
		(施設)	(きょうだい)			(施設)	(きょうだい)
第1希望				第19希望			
第2希望				第23希望			
第3希望				第24希望			
第4希望				第25希望			
第5希望				第26希望			
第6希望				第27希望			
第7希望				第28希望			
第8希望				第29希望			
第9希望				第30希望			
第10希望				第31希望			
第11希望				第32希望			
第12希望				第33希望			
第13希望				第34希望			
第14希望				第35希望			
第15希望							
第16希望							
第17希望							
第18希望							

入所希望施設をご記入ください。
※希望順位の低い保育施設に入所内定された場合であっても、通所(園)していただけます。

兄弟で申込みをされる場合はガイド37Pを参考に、記入してください。

兄弟姉妹が 同じ施設 に入所することを希望する場合	選択の注意事項	
☐ A. 兄弟姉妹が同時同施設に入所できるまで入所しない ☐ B. 上の子を先に入所させたい ☐ C. 上の子以外の()を先に入所させたい ☐ D. 兄弟姉妹が別々の施設に入所でもよいが同時に入所できない場合は入所しない ☐ E. 兄弟姉妹が別々の施設に入所でもよく、ひとりでも先に入所させたい	(注1)複数チェックのあるものやチェックのないものは、A又はFを選択したものとみなします。 (注2)年齢別の定員が決まっているため、B又はCを選択した場合でも、優先を希望したお子さまではなく他方のお子さまの入所が決定する場合があります。 (注3)B又はCを選択した方で、先に入所したお子様の施設へ <u>その他のお子様の入所を希望する場合は必ず変更が必要です。</u>	
兄弟姉妹が 別々の施設 に入所することを希望する場合		
☐ F. 同時入所を希望(同時入所できなければ待機) ☐ G. 同時入所が不可の場合は、ひとりでも先に入所させたい	市記載欄	

○過去の住所地

令和7年1月1日 時点の住所	父	香川	県	高松	区・市・郡	町	☐ 現住所と同じ
	母	香川	県	高松	区・市・郡	町	☐ 現住所と同じ
令和8年1月1日 時点の住所	父	香川	県	高松	区・市・郡	町	☒ 現住所と同じ
	母	香川	県	高松	区・市・郡	町	☒ 現住所と同じ

申込日が令和8年1月1日以前の場合や未転入の場合等は、予定でご記入ください。

○生活保護・ひとり親・障がいについて

生活保護	0	☒ 受けていない				
	1	☐ 受けている				
	2	☐ 申請中(年 月 日申請)			市記載欄	
ひとり親	0	☐ 児童扶養手当 (平成・令和 年 月 日から)				
	1	☐ ひとり親家庭等医療 (平成・令和 年 月 日から)				
	2	☐ 手当・医療申請中(年 月 日申請)			市記載欄	
障がい	手帳の取得有					
	1	☐ 児童本人				
	2	☐ 世帯員(児童との続柄:)				
	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金					市記載欄

○現在の保育状況について(保育施設へ新規及び転園申込者のみ記載)※育休中での転園希望の方は必ず6の転所希望を☑してください。

保育施設入所前の 保育状況	1	☐ 家庭で保育(育休中の家庭保育を含む。)				
	2	☐ 職場に同伴(自営・内職を含む。)				
	3	☐ 認可外保育施設等を利用中				
	4	☐ 一時預かりを利用中				
	5	☐ 小規模保育事業所修了児童(保育施設名				
	6	☐ 転所希望(教育・保育認定を受けている方)				
	☐ 在園しているきょうだいがいる ☐ 自宅から近い ☐ 父母の職場から近い ☐ その他()					市記載欄
育休を取得 されている方	7	☐ 市外の保育施設等を利用中				
	職場復帰 令和 年 月 日					
	1	☐ 延長可(最大延長可能 令和 年 月 日)				
教育・ 保育施設 への勤務者	2	☐ 延長不可				
	1	☐ 丸亀市内の施設に保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労(予定含む。)				
	2	☐ 丸亀市外の施設に保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労(予定含む。)				
	3	☐ ()として就労(予定含む。)				

転所希望の場合は、現在入所している保育施設に継続申込書も提出してください。

育休延長可もしくは延長不可に必ずチェックしてください。延長可の場合は最大延長可能日も記入してください。

例) 調理員、事務員等

市記載欄														
受付日	誰から	上記以外の特記すべき事項												
受付番号		受付	記入は不要です。										保育 必要量	
施設利用 希望期間	令和	年	月	日	～	年	月	日	申請児童 住民コード	本人				
職場復帰日	令和	年	月	日	延長可 ・不可	基本点数			保護者 住民コード					
延長可能日	令和	年	月	日	調整点数				配偶者 住民コード					

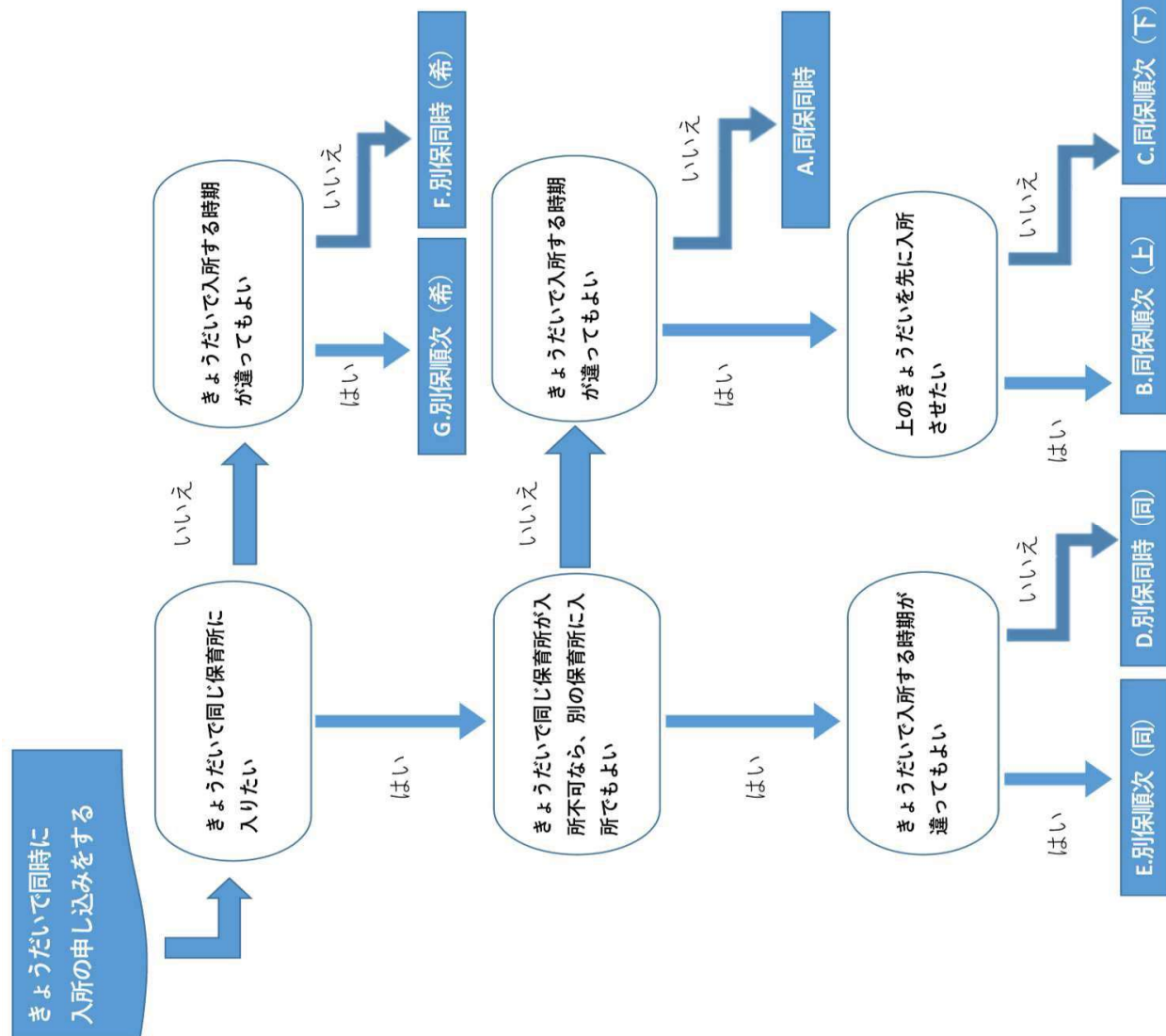
児童の健康状態等

※必要に応じて保健師等による親子面談を実施しています
詳しくは、「親子面談の実施のお知らせ」をご一読ください

記入例(2.3号認定児)

出生体重		3,000 グラム (週数: 40 週)		
健康診断受診の状況		3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
		受診・未受診	受診・未受診	受診・未受診
		有・無	有・無	有・無
健康診断の結果 引き続き経過を みていく事例	経過観察の 内容	体重増加・首すわり・ その他()	指さし・ことば・積木・ その他()	ことば・色・大小・ その他()
		再診察(有・無)	カンガルー教室(有・無)	カンガルー教室(有・無)
		医療機関紹介(有・無)	ことばの相談 (有・無) こども相談 (有・無)	ことばの相談 (有・無) こども相談 (有・無)
		有・無 ※有の場合、下記の項目についても記入		
持病・病歴	発症時期	7か月頃		
	病名等	熱性けいれん		
	症状	急に手足がかたくなり突っぱる (経過観察中・治療中・完治)		
	病院名	〇〇病院 (通院頻度: 3か月に1回)		
	服薬	有・無 ※有の場合、薬の名称について記入(〇〇〇)		
アレルギー	有 の 場 合 に 記 入	病院受診	有・無・不明 (未摂取のため)	
		制限している 食べ物	卵・乳・小麦・えび・かに・ピーナッツ その他()	
		除去食品に おいて より厳しい 除去が 必要なもの	鶏卵: 卵殻カルシウム 牛乳・乳製品: 乳糖 小麦: 醤油・酢・麦茶 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ゴマ: ゴマ油 魚類: かつおだし・いりこだし 肉類: エキス ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理について、給食対応が困難となる場合があります。	
		服薬	なし	
		除去食を実施する場合は、入所前に必ず医師による診断を受けて給食開始前に、施設に 必要書類の提出をお願いします。見直し時期には、再度提出を御依頼します。(詳細は周知会にて)		
集団生活を送るに当たり、健康面 や発達面で気になること		有・無 (※有の場合、あてはまるものに○を記入) ・ことばが少ない・たえず動き回る・特定の物へのこだわりがある・極端な偏食がある ・その他		
保育施設での集団生活では、友達同士のトラブルや突発的な怪我などが発生する場合があります。 安全管理上、最善の対応に努めてまいります。御理解いただきますようお願いいたします。				

市記載欄	保健師 相談		確認	
------	--------	--	----	--



選択記号	内容
A	兄弟姉妹が同時同施設に入所できるまで入所しない
B	上の子を先に入所させたい（※選考状況によっては、他のお子様の入所が決定する場合があります）
C	下の子を先に入所させたい（※選考状況によっては、他のお子様の入所が決定する場合があります）
D	兄弟姉妹が別々の施設に入所でもよいが同時に入所できない場合は入所しない
E	兄弟姉妹が別々の施設に入所でもよく、ひとりでも先に入所させたい
F	同時入所を希望（同時入所できなければ待機）
G	同時入所が不可の場合は、ひとりでも先に入所させたい

※B又はCを選択した方で、先に入所したお子様と同じ園を希望する場合は入所希望施設の変更が必要です。

◎保育施設等利用調整基準（R8年度）

（選考指数＝基本指数＋調整指数）

≪基本指数≫・・・父、母のいずれか低いほうの点数とする。

番号	保護者及び同居の親族の保育を必要とする事由			
	類型	細 目		指数
1	就労（予定を含む）	居宅外労働 居宅内労働	月実働150時間以上を常態とする場合	12
			月実働120時間以上150時間未満の就労を常態とする場合	10
			月実働80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	8
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	7
		内職 ※内職従事者は、 居宅外・居宅内労働者と 比較し優先度は低くなる。	月実働150時間以上を常態とする場合	8
			月実働120時間以上150時間未満の就労を常態とする場合	7
			月実働80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	6
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	5
2	就学・技能取得等	日中、就学・技能取得 等のため、保育ができ ない場合	月実働150時間以上を常態とする場合	10
			月実働120時間以上150時間未満の就学を常態とする場合	9
			月実働80時間以上120時間未満の就学を常態とする場合	7
			月実働64時間以上80時間未満の就学を常態とする場合	6
3	求職活動中	求職活動中のため日中の外出を常態とする場合		4
4	妊娠・出産	出産のため保育ができない場合		10
5	疾病 ・ 障がい	疾病・傷病	入院 1か月以上の入院又は入院見込み	12
			常時臥床の場合	12
		居宅内	1か月以上の安静を要すると診断された場合または日常生活動作に支障を来している場合	9
			上記以外で通院加療が必要な場合	7
		心身障がい	「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳2級所持」、「療育手帳A・又はA所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	12
			「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳B・又はB所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	9
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	7
6	介護・看護	類型番号5に該当する者を常時介護・看護をおこなっているため保育ができない場合		※1
7	災害	災害により、復興活動を要するために保育ができない場合		12

※1…類型番号5の細目指数から「3」を減じて準用する。

≪調整指数≫・・・世帯の状況に応じて調整する。

番号	条件	指数	16	過去に希望施設への入所内定を辞退した者	－3
1	在園施設が認定こども園や認可保育所に移行した場合	＋20	17	添付書類等が正当な理由なく期日までに提出がなかった者	－2
2	児童福祉法第26条第1項第5号の規定による報告又は通知があり、支援の必要性及び緊急度が高いと認められる人	＋20	18	類型番号1において、就労予定及び自営準備の者	－1
3	児童福祉法第25条の8第3号の規定による報告又は通知があり、支援の必要性が高いと認められる人	＋10	19	類型番号1において、家族従事者として従事する者のうち、給与や報酬等が発生していない者	－1
4	地域型保育事業の修了児童（連携施設に関する経過措置期間のみ）	＋5	（※1）調整点数番号6については、月実働120時間以上勤務しているものを対象とする。		
5	上記4と同じ地域型保育事業所に通っていて、同じ施設を希望するきょうだい	＋5	（※2）調整点数番号8については、月実働80時間以上勤務しているものを対象とする。		
6	保護者が教育・保育施設で勤務する場合（保育士・幼稚園教諭）	＋4（※1）	≪同一点数時の優先順位の取り扱い≫		
7	ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法による配慮）	＋3	順位	保護者等の状況について	
8	保護者が教育・保育施設で勤務する場合（上記6以外のもの）	＋2（※2）	1	保護者が教育・保育施設で勤務している場合（※3）	
9	当該施設が第1希望施設である場合	＋2	2	ひとり親家庭である場合	
10	産休・育休からの復帰を予定している者	＋2	3	類型・・・災害＞就労＞疾病＞就学＞出産＞介護＞求職	
11	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	＋2	4	就労の順位・・・居宅外労働＞居宅内労働＞内職	
12	その他、児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと認められる場合	＋2	5	育児休暇取得者・・・延長不可＞延長可（終了期間の早い順）	
13	当該施設が在園児にきょうだいがいる場合（きょうだい一人につき）	＋1	6	現在の保育状況・・・父母等保育＞一時預かり＞転所＞認可外＞職場＞他の施設	
14	多胎児である場合	＋1	7	申請時期・・・一斉申込（期間中の申請日は無関係）＞随時申請日の早い順	
15	保育料の滞納（卒園児を含む）があり、納付の誓約をしない者又は納付約束の履行をしない者	－5	8	当該児の生年月日の早い順	

（※3）（市内勤務の保育士＞市外勤務の保育士＞その他）

◎施設等利用給付認定について…その他の保育利用希望者

令和元年10月より、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることを目的として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保護者や子どもの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。この「施設等利用給付認定」の申請に基づき、市が「施設等利用給付認定証」を交付します。

1. 施設等利用給付認定申請の対象者

丸亀市に住民登録をしており、特定子ども・子育て支援施設等(市内対象施設については46ページ)の利用を希望する子どもを持つ保護者が対象です。(※丸亀市に転入される方は、転入前の市区町村で「施設等利用給付認定」を受けている場合であっても、丸亀市で新たに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。)

2. 施設等利用給付認定区分

「施設等利用給付認定」には、教育・保育施設等の利用を希望する子どもについて3つの認定区分があります。

認定区分	認定対象	給付対象
新1号認定	満3歳以上の子ども(保護者が保育できない状況等は関係なし)	・私立未移行幼稚園(入園料、保育料)(※1)
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもで、保護者の就労等により保育が必要な子ども	・私立未移行幼稚園(入園料、保育料、預かり保育料) ・認定こども園(教育部分)の預かり保育料 ・幼稚園の預かり保育料
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どものうち、保護者の就労等により保育が必要かつ住民税非課税世帯の子ども	・認可外保育施設(※2) ・一時預かり事業(※2) ・病児保育事業(※2) ・ファミリー・サポート・センター事業(※2)

※1 該当かどうかは各施設へご確認ください。

※2 幼稚園、認定こども園、保育所と認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の併用は原則、対象外となります

3. 施設等利用給付認定のために必要な事由

新2号認定・新3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- ①保護者が就労している。(1ヶ月あたり64時間以上の就労)
- ②母親が妊娠中あるいは出産前後である。
- ③保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある。
- ④保護者が親族の介護・看護を常時している。
- ⑤保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑥保護者が求職活動中である。
- ⑦保護者が就学している。
- ⑧上記の事由のほか、社会的養護の観点から保育所等に入所する必要がある場合。

4. 施設等利用給付認定の有効期間

交付する「施設等利用給付認定証」(施設等利用給付認定)には有効期間があり、この有効期間を過ぎた場合は施設等利用給付認定が失効となります。再び施設等利用給付の認定を希望する場合は、改めて「施設等利用給付認定申請」が必要となります。

○施設等利用給付認定の新1号認定を受けた方

保育を必要とする事由	有効期間
必要なし	小学校就学前まで

○施設等利用給付認定の新2号認定、新3号認定を受けた方

保育を必要とする事由	有効期間	
	新2号認定	新3号認定
①就労	小学校就学前まで	満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで
②妊娠、出産	分娩予定月の前後2か月または出産月の後2か月	
③疾病、障がい	小学校就学前まで	満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで
④介護、看護	小学校就学前まで	満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで
⑤災害復旧	小学校就学前まで	満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで
⑥求職活動	90日を経過する日が属する月の月末まで	
⑦就学	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで	
⑧虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで
⑨育児休業取得時に、既に認可 外保育施設を利用している。	小学校就学前まで	満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで

※この期間の内、証明書等により保育が必要と認められる期間が有効期間となります。

5. 施設等利用給付認定申請に必要な書類

【認定申請・利用申込みに必要な書類】

— 全ての方に提出又は提示が必要な書類 —

- 「施設等利用給付認定申請書 兼 現況届」
…子ども1人につき1枚

— 新2号認定・新3号認定を希望する場合のみ必要な書類 —

○保育を必要とすることを証する添付書類(下表参照)

…保護者1人につき1枚(兄弟姉妹で申請する場合は原本1部で可。)

保育を必要とする事由	必要書類	
就労 (会社等勤務)	就労証明書	
就労 (自営業、農漁業、内職等)	就労証明書 ※別途指定の書類の提出が आवश्यकです。	
妊娠、出産(※)	母子健康手帳表紙及び分娩予定日記載ページ(各コピー)	
疾病、障がい	証明書(疾病、障がい、看護等) 身体障害者手帳等のコピー	
介護、看護	申出書 (介護等の 時間・内容確認)	証明書(疾病、障がい、看護等)
		身体障害者手帳等のコピー
災害復旧	申出書	
求職活動(※)	求職活動申出書	
就学	申出書 + 職業訓練校等の 在学証明書 + 就学時間及び期間等が記 入されたもの (時間割など)	
虐待・DV	事実を証明できる書類	

＜注意＞

- ・一度ご提出していただいた書類は、返却はできません。
- ・添付書類等のコピーが必要な場合は、あらかじめコピーしておいてください。

— 新3号認定を希望する場合のみ必要な書類 —

○マイナンバー関係書類

- ①「施設等利用給付認定申請書 兼 現況届」の世帯の状況に記載された方
全員の個人番号が確認できる書類(20ページ参照)
- ②窓口へ来訪した保護者の本人確認書類(20ページ参照)

6. 給食費について

令和元年10月より、丸亀市にお住まいの3歳児から5歳児のお子さまの給食費は、丸亀市の独自事業として現在、月額7,970円(上限)まで補助しています。(令和7年11月時点の補助金額です。年度によって上限額が変更となる場合があります。)原則、保護者の方の手続きは不要です。

給食費無償化の対象・非対象一覧

	幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育	認可外保育施設
新1号認定 新2号認定	対象 (※1)	-	対象 (※1)	-	-
新3号認定	-	-	-	-	非対象

※1 子ども子育て支援新制度に移行していない従来の幼稚園を含みます。

- ◆対象子ども及び認定保護者の双方が、丸亀市に住民登録をしている必要があります。
- ◆教育・保育施設等に在籍している必要があります。
- ◆子どもの認定区分は当該年度の初日における認定区分によるものとし、当該年度中はその認定区分を適用します。

7. その他のお知らせ

- ◆施設等利用給付認定の無償化対象期間について
特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設等)を利用した場合に、無償化の対象となる期間は施設等利用給付認定の有効期間内となります。なお、有効期間開始日は申請日以降の日付となり、遡っての申請及び認定はできませんのでご注意ください。
- ◆施設等利用給付認定内容の変更について
保護者や世帯状況など認定内容に変更があった場合は、その都度「施設等利用給付認定変更申請書 兼 変更届」の提出が必要となります。詳しくは幼保運営課までお問い合わせください。
- ◆現況届について
施設等利用給付認定の新2号・新3号認定を受けている方については、保護者の保育必要事由や世帯状況に変更がないかどうか年1回の現況届の提出により確認します。提出がない場合は、幼児教育・保育の無償化を受けられなくなる場合がありますので、必ずご提出ください。
- ◆施設等利用給付認定の取消について
認定を受けている児童や認定保護者が市外へ転出した場合(※)、提出した書類に虚偽があることが分かった場合、正当な理由なく必要書類の提出がなかった場合等は、施設等利用給付認定が取消となり無償化対象ではなくなりますのでご注意ください。
※転出した場合に引き続き無償化対象施設を利用し、認定を継続したい場合は転出先の市区町村で新たに認定を受ける必要があります。

◎預かり保育の無償化

1. 無償化対象者

施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定を受けた方が利用した場合、利用日数に応じた補助上限月額範囲内で、預かり保育の利用料が無償化されます。

2. 無償化の補助上限月額

施設等利用給付認定の新2号認定を受けている場合…補助上限月額11,300円

施設等利用給付認定の新3号認定を受けている場合…補助上限月額16,300円

3. 無償化対象施設(事業)

・在籍している幼稚園等の預かり保育料が無償化対象となります。
 ・在籍している幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合)に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化対象となります。

※無償化対象施設については、随時更新されます。丸亀市ホームページの「保育料無償化対象施設等について(令和元年10月1日～)」に掲載している『特定子ども・子育て支援施設等一覧』で最新の情報をご確認ください。

【丸亀市ホームページトップ⇒子育て・教育⇒子育て：子育てに関する政策⇒「保育料無償化対象施設等について(令和元年10月1日～)」】

4. 給付(支給)方法

給付(支給)方法は、利用施設によって異なります。

- ①償還払い(保護者が一旦利用料を施設に全額支払い、後日丸亀市に請求することで払戻しを受ける方法)による給付
- ②法定代理受領(利用料から無償化相当額を差し引いた金額のみを利用施設に支払う方法)による給付

◆「償還払い」の場合は、(1)施設等利用費請求書、(2)領収書、(3)特定子ども・子育て支援提供証明書の3種類の書類を市へ提出してください。(2)、(3)については施設より配布されますが、配布頻度は施設により異なります。

また、請求書等の提出は下記のとおり、四半期ごと(3ヶ月ごと)に年4回受付しています。

◆提出書類の様式は利用する施設等、丸亀市幼保運営課窓口等で入手してください。

《請求書提出期限/利用料支払日(償還払い)》

	提出期限	支払い日
第1四半期(4～6月分)	7月10日	7月25日
第2四半期(7～9月分)	10月10日	10月25日
第3四半期(10～12月分)	1月10日	1月25日
第4四半期(1～3月分)	4月10日	4月25日

※提出期限及び支払い日が土・日曜、祝日の場合は、その次の平日が期日となります

※半年に1度、1年間に1度まとめた請求も可能ですが、時効は利用した月の翌月1日から2年間となります。

5. 算定例

・在籍している幼稚園等の預かり保育を利用する場合の月内の給付額算定例

⇒預かり保育の利用日数×日額(450円)で、月ごとに補助上限額を計算します。

例①【時間額設定】	例②【日額設定】	例③【月額設定】
【前提①】預かり保育利用料設定 200円/時間	【前提①】預かり保育利用料設定 450円/日	【前提①】預かり保育利用料設定 10,000円/月
【前提②】利用日数 20日(1日2時間)	【前提②】利用日数 20日	【前提②】利用日数 20日
《補助上限額》…A $450円 \times 20日 = 9,000円$	《補助上限額》…A $450円 \times 20日 = 9,000円$	《補助上限額》…A $450円 \times 20日 = 9,000円$
《各月利用実額》…B $200円 \times 2時間 \times 20日 = 8,000円$	《各月利用実額》…B $450円 \times 20日 = 9,000円$	《各月利用実額》…B 10,000円
《給付額の算出》 $A.9,000円 > B.8,000円$ ⇒8,000円が給付される。	《給付額の算出》 $A.9,000円 = B.9,000円$ ⇒9,000円が給付される。	《給付額の算出》 $A.9,000円 < B.10,000円$ ⇒9,000円が給付される。

・預かり保育に加えて認可外保育施設等を利用する場合の月内の給付額算定例

⇒預かり保育の無償化上限額から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額を給付します。

例①【預かり保育+認可外保育施設】	例②【預かり保育無し+一時預かり+ファミサポ】
《算定例の前提》 3歳児が預かり保育を16日利用し(500円/日)、 認可外保育施設を4日利用(4,000円/日)。	《算定例の前提》 3歳児が預かり保育を利用せず、 一時預かりを月6日(1,500円/日)利用し、 ファミサポを1日3時間・月8日利用(700円/時間)。
《預かり保育の無償化給付額》 (実利用料) (補助上限額) $500円 \times 16日 = 8,000円 > 450円 \times 16日 = 7,200円$ ⇒補助上限額の方が小さいため、7,200円を給付	《預かり保育の無償化給付額》 0円
《当月の認可外保育施設等の利用に係る補助上限額》 $11,300円 - 7,200円 = 4,100円$	《当月の認可外保育施設等の利用に係る補助上限額》 $11,300円 - 0円 = 11,300円$
《認可外保育施設の無償化給付額》 (実利用料) (補助上限額) $4,000円 \times 4日 = 16,000円 > 4,100円$ ⇒補助上限額の方が小さいため、4,100円を給付。	《一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額》 一時預かり事業： $1,500円 \times 6日 = 9,000円$ …① ファミサポ： $700円 \times 3時間 \times 8日 = 16,800円$ …② ①+②=25,800円
《給付額の算出》 $7,200円 + 4,100円 = 11,300円$ ⇒預かり保育との合計で11,300円を給付。	《給付額の算出》 (実利用料) (補助上限額) $25,800円 > 11,300円$ ⇒補助上限額の方が小さいため、11,300円を給付。

幼稚園等に在籍せず、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用される場合も、施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定を受けた方は、補助上限月額まで給付が受けられる場合があります。詳しくは丸亀市幼保運営課までお問い合わせください。
※なお、無償化の対象となるのは、施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定を受けた後に利用したもののみとなります。認定を受ける前に利用したものについては対象外となりますのでご注意ください。

特定子ども・子育て支援施設等一覧（令和7年4月1日現在）

番号	施設又は事業の種類	設置者又は事業者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	確認年月日	備考
1	未移行幼稚園	学校法人 丸亀虎岳学園	丸亀城南虎岳幼稚園	丸亀市田村町1678	令和元年9月30日	法定代理受領※1
2	認可外保育施設	合同会社ABC Play School	ABC Play School	丸亀市郡家町647-3	令和元年9月10日	-
3		独立行政法人労働者健康 安全機構香川労災病院	かめっこ保育所	丸亀市城東町三丁目2-8	令和元年9月24日	-
4	預かり保育事業 （在園児を対象）	合同会社ABC Play School	ABC Play School	丸亀市郡家町647-3	令和元年9月10日	他の事業との併用不可※2
5		有限会社 丸亀インター ナショナルアカデミー	英語こども園 Prince & Princess	丸亀市柞原町620-4	令和5年11月20日	他の事業との併用不可※2
6		社会福祉法人 彩芽会	彩芽こども園	丸亀市三条町781-1	令和2年4月1日	他の事業との併用不可※2
7		学校法人 聖母学園	丸亀聖母幼稚園	丸亀市幸町二丁目7-7	令和元年9月10日	他の事業との併用不可※2
8		学校法人 丸亀虎岳学園	丸亀城南虎岳幼稚園	丸亀市田村町1678	令和元年9月30日	他の事業との併用不可※2
9		社会福祉法人 丸亀ひまわり会	丸亀ひまわりこども園	丸亀市城東町二丁目1-38	令和2年5月29日	他の事業との併用不可※2
10		社会福祉法人 静和福祉会	ドルカスこども園	丸亀市飯山町東坂元185	令和2年9月16日	他の事業との併用不可※2
11		丸亀市	城坤幼稚園	丸亀市今津町278	令和元年9月12日	-
12		丸亀市	城東幼稚園	丸亀市土器町西四丁目668	令和元年9月12日	-
13		丸亀市	城辰幼稚園	丸亀市川西町南161	令和元年9月12日	-
14		丸亀市	本島幼稚園	丸亀市本島町泊34	令和元年9月30日	-
15		丸亀市	城乾こども園	丸亀市南条町34-46	令和6年4月1日	-
16		丸亀市	飯野こども園	丸亀市飯野町東分2576	令和6年4月1日	-
17		丸亀市	垂水こども園	丸亀市垂水町1709	令和6年4月1日	-
18		丸亀市	あやうたこども園	丸亀市綾歌町岡田東1150	令和元年9月12日	-
19		丸亀市	飯山こども園	丸亀市飯山町真時71-1	令和元年9月12日	-
20		丸亀市	城北こども園	丸亀市北平山町二丁目12-20	令和6年4月1日	-
21		丸亀市	郡家こども園	丸亀市郡家町787	令和元年9月12日	-
22	一時預かり事業 （在園児以外を対象） ◎市が実施する事業	社会福祉法人 恵城福祉会	恵城保育園	丸亀市中府町二丁目9-21	令和元年9月5日	-
23		社会福祉法人 虎岳会	虎岳保育園	丸亀市田村町1676-1	令和元年9月9日	-
24		社会福祉法人 真理亜福祉会	ひつじヶ丘保育園	丸亀市垂水町16-52	令和元年9月18日	-
25		学校法人 丸亀虎岳学園	丸亀城南虎岳幼稚園	丸亀市田村町1678	令和2年4月1日	-
26		丸亀市	城北こども園	丸亀市北平山町二丁目12-20	令和元年8月30日	-
27		丸亀市	城南保育所	丸亀市山北町261	令和元年8月30日	-
28		丸亀市	富熊保育所	丸亀市綾歌町富熊1226	令和元年8月30日	-
29	病児保育事業 ◎市が実施する事業	医療法人社団 おかだ小児クリニック	おかだ小児クリニック おひさま	丸亀市柞原町682-1	令和元年9月3日	-
30	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	丸亀市社会福祉協議会	丸亀市ファミリー・サポート・センター	丸亀市大手町二丁目1-7	令和元年8月30日	-

※1法定代理受領：保護者の方の手続きは必要ありません。

※2幼稚園の預かり保育：平日8時間かつ年間200日以上提供するもの

◎よくあるお問い合わせ

～教育・保育施設について～

F A Q

(1)教育・保育給付認定に関すること

Q	共働きで保育所と幼稚園を併願しようと考えています。どのような教育・保育給付認定申請をすればいいですか。
共働きで2号認定の要件に該当する場合でも、1号認定を受けて幼稚園を利用することができます。まず2号認定の申請をして2号認定を受けていただき、その後の保育所の入所選考の結果、保育所に入所できず、幼稚園を利用することになった場合に、1号認定の申請をしてください。	
Q	認可外保育施設や一時預かりを利用しようと考えているのですが、その場合も教育・保育給付認定を受ける必要がありますか。
教育・保育施設である、新制度の幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望する場合に教育・保育給付認定の申請が必要となります。よって、認可外保育施設や一時預かり事業を利用する場合には、教育・保育給付認定の申請は必要ありません。(企業主導型保育施設など、一部の認可外保育施設では教育・保育給付認定が必要な場合があります。必要かどうかは各認可外保育施設にお問い合わせください。)なお、認可外保育施設や一時預かり事業を利用する際に保育の無償化を受けるには、別途「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますのでご注意ください。	

(2)保育料に関すること

Q	公立・私立といった区分により保育料に違いはありますか。
保育料に違いはありません。ただし、保育料以外にも費用がかかる場合がありますので、保育料以外の費用については事前に各施設へご確認ください。	
Q	現在保育所に通っており、保育料がかかっています。年度の途中で3歳の誕生日を迎えましたが、翌月からの保育料に変更がありません。無償にはならないのでしょうか。
保育料は年度当初の年齢に応じて決まるため、誕生日を迎えたことによる変更はありません。ご質問の場合、翌年度の4月より保育料無償化の対象となります。	

(3)保育施設等の利用申込みに関すること

Q	利用申込みによる入所(園)は先着順ですか。前年から待機となっている場合は優先されますか。
丸亀市では「保育施設等利用調整基準」に基づき、入所選考を行っていますので、申込みの順番や待機の実績等は考慮されません。ただし、申請時期(一斉申込期間内での申込みと、期間外の随時申込み)によっては差が出る場合があります。(一斉申込期間内での申込順による優先順位はありません。)	
Q	保育施設等への2号・3号認定児の入所(転所)申込みはどこでできますか。
丸亀市役所、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センターの3か所で受け付けています。各保育施設では受け付けていませんのでご注意ください。	

Q	入所(園)保留となった場合は、改めて保育施設への入所(園)申込みを行う必要がありますか。
申込みは、原則令和9年3月31日まで有効となりますので、改めて申請を行う必要はありません。(求職中など期間限定での申込みは、教育・保育給付認定の更新手続きが必要となります。)	
Q	今は仕事をしていないのですが、保育施設等に子どもが入所(園)してから仕事をしたいと考えています。その場合でも、入所申込みはできますか？
これから、仕事を探そうとしている場合でも、「求職中」として保育施設の申込みをすることは可能です。ただし、入所選考時に用いている「利用調整基準」では、就労中や就労予定(就労することが決まっている)の人と比べて優先順位は低くなります。	
Q	現在、育児休業中で今後子どもを保育所に預けて職場復帰したいと考えています。入所申込みはできますか？
育児休業より復帰する日の属する月の前月1日からの保育施設等の利用を希望することができます。入所(園)申込みについては、利用を希望する月の前々月末日(当該日が市の休日となる場合は、当該日前の直近の市の休日でない日)までに必要書類をご提出ください。 なお、入所(園)となった場合には、入所(園)した月の翌月末までに職場復帰が必要となり、復帰していない場合は退所(園)となることがあります。	
Q	利用申込みを行う際の入所(園)希望施設について、複数施設を書くよりも第1希望施設のみを書いた方が優先されますか。
記入施設数が優先度に影響(第1希望施設のみを記入しているため優先される、複数施設を記入しているため不利になるなど)することはありません。 ただし、記入している施設のみで利用調整を行いますので、第1希望施設のみを記入している場合は、その第1希望施設に入所(園)内定がなかった時点で、記入していない施設に空きがあったとしても入所(園)を待っていただくこととなります。	
Q	第1希望以外の施設に内定し、入所(園)しました。今後第1希望の施設に空きが出た場合、年度の途中入所(園)はできますか。
改めて転所(園)の申込みをしていただくことで利用調整の対象となりますので、途中入所ができる場合もありますが、ならし保育も新たに必要になりますので、ご考慮ください。 なお、入所(園)内定後は転所(園)希望を取りやめ、転所(園)元の施設へ戻ることはできません。	
Q	小規模保育事業の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればいいですか。
小規模保育施設卒園後も他の保育施設の利用を希望する場合は、新しい保育施設への入所(園)申込み手続きが必要となります。なお、小規模保育施設卒園児については、卒園時の利用調整は、調整点数を加えることにより卒園後の保育の円滑な利用を図っています。 幼稚園等の利用を希望する場合は各園へお問い合わせください。	
Q	丸亀市に転入を予定しています。丸亀市の保育施設への入所(園)申込みはできますか。
丸亀市へ転入することを前提として、入所(園)申込みをしていただくことは可能です。ただし、入所(園)が決定した場合には、入所(園)月の1日に丸亀市へ住民登録を行っていることが必要となります。また、教育・保育給付認定については転入後の認定及び支給認定証の発送となります。	

(4)その他

Q	認定こども園のメリットは何ですか。
	保育施設へ子どもを預けるには、保育を必要とする事由(就労など)が必要となり、その事由がなくなった際には、原則退所(園)となります。そのため、保育所(園)に通っている場合は原則退所(園)となります。 しかし、認定こども園に2号認定(3歳以上)で通っている子どもに関しては、同こども園内で1号認定(教育時間の認定)に変更することで、引き続き同じこども園に通うことができますので、退所(園)や転所(園)等による環境の変化が少ないことがメリットであると言えます。
Q	保育施設等で食物アレルギーへの対応はしてもらえるのでしょうか。
	アレルギーの内容や程度によって、除去食の提供を行う、弁当の持参を依頼するなど施設により対応が異なります。事前に入所(園)を希望する各施設へご確認ください。

～施設等利用給付について～

Q	認可外保育施設や一時預かりを利用する場合も無償化の対象になるのでしょうか。
	認可外保育施設や一時預かりの利用料が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。なお、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までが補助上限額となり、補助上限額を超えて利用した部分については保護者の自己負担となります。
Q	現在、認可外保育施設を利用しています。認可外保育施設も保育料無償化の対象になると聞いたのですが、請求の方法や時期を教えてください。
	施設等利用給付認定の新2号・新3号認定を受けている方が認可外保育施設等(※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)を利用した場合、償還払いによる給付となり、四半期ごとの年4回の提出期限を設けています。(詳しくは44ページ「4. 給付(支給)方法」をご確認ください。)請求の際には、各利用施設から請求する月の領収書及び特定子ども子育て支援提供証明書を受け取っていただき、施設等利用費請求書と併せて丸亀市幼保運営課窓口へご提出ください。

～電子申請について～

Q	認証メールが届きません。
下記いずれかの可能性がありますので、ご確認ください。 ①迷惑メールフォルダに届いている可能性があります。 ②メールの受信拒否設定がされている可能性があります。「no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」からのメールを受信できるように設定してください。※受信拒否設定の変更については、ご契約の携帯電話会社によって異なりますので、くわしくは各事業者にお問い合わせください。 ③入力したメールアドレスに誤りがある可能性があります。	
Q	市ホームページから電子申請のリンクをクリックしてもページができません、または準備中となっています。
電子申請は、令和7年11月25日(火)からご利用いただけます。 また、月1回程度フォームのメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯がありますので、時間をおいてから申込みをお願いします。 上記以外で申込ができない場合は丸亀市幼保運営課までご連絡ください。	
Q	マイナンバーカードの提出は必要ですか。必要であればどのように提出すればよいですか。
マイナンバーカードは、原則必要ありませんが、市外に住民票がある方等につきましては提出が必要な場合があります。その際はご連絡いたします。	
Q	フォームが文字化けします。
フォームには推奨される環境(OSとブラウザ)がありますので、推奨環境外ではないかご確認ください。例えば、メーカーのサポートが終了しているwindows8や、InternetExplorer、古いバージョンの iOS等は推奨環境ではありません。先に進めない等、致命的な不具合があり、申込ができない場合は丸亀市教育委員会幼保運営課までご連絡ください。 【推奨環境】 Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari、MicrosoftEdge(いずれも最新版)	
Q	送信ボタンを押しても送信完了メールが届きません。
送信完了メールが届かない場合は、まだ申込は完了していません。添付書類のデータが重たい場合や、通信環境によってはしばらく送信に時間がかかる場合がありますので、送信ボタンを押した後に「送信が完了しました」と表示されるのを確認してください。	
Q	スマートフォンもパソコンも持っていないのですが、紙での申込はできますか。
紙での申込みも可能です。丸亀市役所幼保運営課窓口もしくは、飯山・綾歌市民総合センター窓口でお手続きをお願いします。申込に必要な書類は、各窓口での受け取り、またはホームページでダウンロードしていただけます。	
Q	提出書類の原本の提出は別途必要ですか。
利用申込み時点では、データ化したものを添付して申込みしていただくこととなりますが、申込み後、改めて原本の提出を依頼させていただくことがありますので、大切に保管しておいてください。	

Q	提出すべき資料を添付する欄がありません。どうすればよいですか。
	証明元からPDFデータ等で書類を提供されている場合は、そのままデータを添付ください。紙書類である場合、写真で撮影いただければと思います。なお、フォームに添付いただけるデータは、「jpeg,jpg,png,pdf,xls,xlsx,doc,docx」に指定しております。 ※1つの項目に複数ファイルを添付したい場合は、zipファイルで圧縮して添付してください。
Q	結果はどのように通知されますか。
	丸亀市ホームページまたは幼保運営課窓口で、入所内定になった方の内定連絡番号を公表します。 (内定連絡番号は送信完了メールに記載されています。) 決定通知もしくは保留通知については、別途ご自宅に郵送します。
Q	希望施設の追加や変更、取下げをすることは可能ですか。
	「希望施設変更届」を窓口にご提出いただくか、お電話でご連絡のうえ、メールに変更内容を入力して、幼保運営課宛て(yoho-k-logo@city.marugame.lg.jp)に送信してください。

案内図

